
平成28年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成28年9月8日 (木曜日)

議事日程(2)

平成28年9月8日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 松上 宏幸	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 内海 猛年
5番 刀根 正幸	6番 妹川 征男	7番 貝掛 俊之	8番 田島 憲道
9番 辻本 一夫	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉	書記 中野 功明	書記 志村 裕子
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

【傍聴者数】 8名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

10 番、川上です。一般質問をいたします。

まず、第 1 点目に新オレンジプラン（認知症施策 5 年プラン）について伺います。

2000 年に介護保険制度ができたとき、介護を家族任せにしない介護の社会化の象徴として介護にかかわる家族は歓迎しました。ところが、制度はどんどん後退し、「国家的詐欺」とまで言われるひどいことになっています。直近では 2015 年実施の改定で、1 点目に要支援 1、2 の訪問介護、通所介護を保険から外し、自治体事業に移す。2 点目に年金収入 280 万円以上の 2 割負担。3 点目に特養ホーム入所を要介護 3 以上に限定。4 点目に施設入所者の低所得者への食費、部屋代補助要件を厳しくすることが行われました。

認知症対策も大きな岐路に立たされています。認知症の高齢者は 462 万人、MCI、健常と認知症の中間状態の 400 万人を合わせると、高齢者に 4 人に 1 人が認知症予備軍と言われる中、厚生労働省は 2015 年認知症対策の国家戦略「新オレンジプラン」を策定しました。認知症の基礎知識を学んだ認知症サポーターは 770 万人を超えているのが大きな前進です。症状が初期のうちにプロがかかわることが大事だというのがプランの精神です。

ところが、厚労省が進める介護保険の見直し計画では、初期の人のサービスに空白が出てきてしまい、病状が進むのが目に見えています。早期の診断・対応が重要と言いながら、要支援ばかりか、要介護 1、2 も介護保険の対象にしないという厚労省の方針は、どこから考えても理屈が立ちません。そこで次の点を伺います。

まず最初に、住民が認知症をよく理解する環境づくりを目的として、認知症サポーター養成講座が取り組まれています。さらに拡充を図る必要があると考えますが、実施状況と今後の取り組みはどうするのかを伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、認知症を正しく理解し、認知症の人やその人を取り巻く家族のよき理解者となる認知症サポーターを地域で多く育てていこうとして取り組んでいるものが、認知症サポーター養成講座でございます。福祉課では5人以上のグループを対象に、町からの呼びかけあるいは申し込みにより講座を実施しています。

認知症サポーター養成講座は、国において平成17年から100万人のサポーターを養成することを目標に全国で取り組みが始まり、28年6月には全国のサポーターは770万人を超えています。芦屋町ではこれまで25回の講座を実施し、633人のサポーターが誕生しております。

芦屋町で実施してきました主な所を紹介しますと、事業所では西日本銀行や社会福祉協議会、福祉関係では民生児童委員や八朔の会、その他出前講座等で実施してきました。また、27年度からは、より身近なサポーターをふやしていこうという趣旨から、町の事業で実施しております4カ所の自治区公民館体操教室でも実施してきました。この結果、芦屋町にはサポーター1人当たり高齢者人口が6.5人となり、遠賀郡では最も高い数値でございます。

また、今後の取り組みにつきましては、1人でも多くの認知症に対する理解者をふやすため、これまで同様に各種団体へ呼びかけ、介護予防教室のメニューに組み入れるなどにより、多くのサポーターを養成してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

芦屋町でも633人が受講されたということで、郡内でもですね、他町より努力されているというお話でした。当然ですね、今後もですね、このサポーター養成講座をですね、随時開催することが必要ですが、こういった養成講座を受講された方がですね、やっぱり地域でどう活動していただけるかということが、重要になってくると思いますが、その点についてはどのように考えるのかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、認知症サポーター養成講座の方につきましては、地域でどう活動されるかということを経営を負うものではないかと考えています。基本的には見守っていただくということで、任意のいわゆる

助け合いということで、取り組んでおりますので、そこまで重いことを背負っていただくということは基本的には考えておりませんので、うちのほうでは数をふやそうということが1点ございます。それと、ことしの3月に厚労省が出しましたガイドラインにおきましてはですね、一度認知症サポーター講座を受けられた方、この方に対して、いわゆる2度目、いわゆるスキルアップ講座を開くようなガイドラインも出ていますので、こういったことについても取り組みを進めて、より一層理解が進むような方向で認知症サポーター養成を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういったふうに、まず理解をしていただいて、見守り活動とか、そういったところから、認知症に対する見識を深めてもらうということで、当然ですね、今後もそういったことで、このサポーター講座を開催していただきたいと思います。

次に、2点目にですね、認知症総合支援事業は、地域包括支援センター等に認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を配置したり、認知症ケアの向上推進を図るために認知症高齢者の家族支援や認知症ケアにかかわる多職種の連携を行うとしていますが、町での取り組みはどのようにしているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、認知症初期集中支援チームは、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるため、認知症の人やその家族に早期にかかわることで、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するために設置するものでございます。認知症初期集中支援チームのメンバーは、保健師や看護師、作業療法士、社会福祉士等の医療と介護の専門職及び専門医が想定されております。

この認知症初期集中支援チームについては、介護保険制度の改正により平成30年3月までに市町村に設置することが義務づけられておりますが、一番の課題は専門医が不足していることにあります。このため、国や福岡県では専門医を養成する研修を開催する等、体制整備に向けた取り組みを進めておりますが、私ども自治体にとっては、専門医の数は十分とは言えない状況です。

国では認知症初期集中支援チームの要である専門医の資格要件を緩和する方針等も示しております。芦屋町の現状としましては、認知症初期集中支援チームの設置に向けた準備のため、遠賀中間医師会における専門医の養成等の考え方を確認している状況でございます。

次に、認知症地域支援推進員について御説明申し上げます。

認知症地域支援推進員の役割は、認知症の人やその家族の相談支援、認知症セミナー等認知症を理解していただく活動を行うこと。認知症の人が必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関へのつなぎや連絡調整を行います。

認知症地域支援推進員についても、認知症初期集中支援チーム同様に30年3月までに設置が義務づけられておりますが、本町では27年度に2名の認知症地域支援推進員を設置し、認知症の方への支援を行っております。今後は、認知症の普及啓発、設置を予定している認知症初期集中支援チーム等と連携をとり、支援を進めていくこととなります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

医療機関も少ない中ですね、専門医の不足の問題があるとか。また、芦屋町では認知症地域推進員は現在2名配置されているということで、今後もこれを拡充していくということでしょうが、それではこういった部門については、新たに発足した部分ですが、住民の方々はどういったことについてなかなか理解が進んでいないと思いますが、こういったことの周知とか啓発、それはどのように考えているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいま申しました認知症初期集中支援チームに関しましては、まだ設置しておりませんので、周知等は行っておりませんが、認知症関連の場というのは、介護予防もそうなんですけど、あらゆる場で私ども出向いておりますけども、その中において認知症の支援推進員ですね、こちらのほうから認知症のときには、疑われるとき、例えば専門医というか、どこを受診したらいいか、そういう御相談、そういったことは随時対応しております。

それから、認知症に関するいわゆる周知に関しましては、一般的な周知に関しましては、広報を活用して認知症の予防、それから対策、それから相談、そういったものについては啓発を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういった認知症のですね、患者がわかったときには、当然、最終的には医療的な治療も必要になってきますが、先ほど、なかなか専門医が不足しているという答弁もありましたが、芦屋町近郊ではですね、こういった専門医療機関はどのようなところが対応するのでしょうか、それを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

専門医もございますけども、まずは認知症が疑わしい場合は、かかりつけ医に相談していただくことをまず勧めております。これは認知症の発症原因と生活習慣というものが関連している場合もあることから、かかりつけ医をまず勧めております。その後かかりつけ医から専門医の方へ行かれ診断を受けていただく場合もございます。また、専門的に受診をしていただく場合には、近郊であれば遠賀中間医師会が運営しておりますおかがき病院、ここには物忘れ外来というものがございます。同じく物忘れ外来を設けているところは、産業医科大学もございます。また、岡垣町の堤病院や若松区にございます住田病院でも受診が可能でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、次にですね、3点目の東京都では認知症の早期発見・診断・対応を進めるため、自分でできる認知症のチェックリストを作成し、パンフレットに掲載したものを全家庭に配布し、地域における認知症の方に対する理解への普及啓発の取り組みに活用しています。芦屋町ではどのような取り組みが行われているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

認知症の早期発見・診断・対応を進める一環としまして、27年11月に実施した高齢者生活アンケート結果に基づきまして、本年6月から7月にかけて、閉じこもり・認知症予防・鬱予防の3項目に該当した方で、現在介護認定を受けていない方21名の訪問と指導を実施しております。

また、7月からは、認知症予防・鬱予防の2項目に該当した方で介護認定を受けていない方128名に訪問指導を実施しております。

これらについては、認知症を含めて早期対応が必要なケースがあれば、集中的に支援を実施することを目的に実施しているものでございまして、芦屋町ではより住民の方に寄り添った対応を心がけているつもりでございます。

また、認知症の理解、普及や啓発に関しましては、27年6月1日号の広報あしやに「認知症の初期症状をチェックしよう」というタイトルで、認知症予防財団が示している認知症予測テストを掲載するとともに、認知症予防教室や認知症サポーター養成講座の案内等を行っておりますので、今後も定期的に認知症予測テスト等を掲載して、相談等が受けられるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。また、本年6月1日号の広報あしやでも「認知症を正しく知って早く気づいていこう」というタイトルで、認知症の予防等について皆さんにお知らせしているところでございます。

また、町のいきいき筋力アップ、いきいき昼食会等の町の介護予防教室においても必ず認知症予防のメニューや講話を加える等、予防や普及に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

町としてもですね、独自の努力をされておられるということで、アンケートもですね、一応そういうことを、高齢者を対象にとって認知症の把握とか、そういったことに努力されているということですが、今、介護保険の広域連合では、こういった「いつまでも安心でいきいきとした暮らしをみんなで支える介護保険」という、こういったパンフレットを出しておりますね。これは全家庭に広域連合から全部配られているんですけど。この内容を見ますとですね、大変いろいろなことが書かれてあって、なかなか内容も複雑になってから、一般の方が見てもわからないような状況になっております。この中には認知症に対する施策とか、そういった部分も載っておりますけど、なかなか多くは載っていません。

先ほど紹介した東京都の認知症のパンフレットは、こういった「知って安心認知症」という、こういったパンフレットをつくってございまして、この中では「認知症は誰でも掛かる可能性のある身近な病気です」とか「認知症の予防につながる習慣」など、こういったのを8項目にわたってですね、書いてあります。中はこういったように文字も少なくですね、絵が書いてあって、また内容も簡単にしてですね、大変わかりやすくなっています。この中に『自分でできる認知症の気づきチェックリスト』をやってみましょう！という、こういったのがあって、恐らく町でもやったでしょうが、チェックとして「財布や鍵などものを置いた場所がわからなくなったことがありますか」とか「5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか」、「言おうとしていること

がすぐに出てこないことがありますか」とか、こういったものをですね、チェックして、これを採点して、これが20点以上であれば、あなたは認知症の可能性があるので、すぐ周りの方に相談したりとか、そういった自治体にですね、行って相談してくださいと、そういったふうに自分の認知症がどの程度にあるかというのをできるようなものをしていますので、できたら芦屋町でもこういったものを使ってですね、認知症の啓発をしていただけたらと思いますし、また、ホームページへの導入、こういったものも考えていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほど答弁でも申しましたが、広報にいわゆる公益財団法人の認知症予防財団というのがございまして、ここで認知症予測テストというのを昨年載せております。こういったことをまた広報、いずれかの場面でまた載せていきたいというふうに考えております。

それから、すみません、確認なんですけど、もう1点御質問は……（発言する者あり）ホームページにつきましては、情報がとりやすい手段でございますので、対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひですね、町の中にですね、広報を広げていただきたいというふうに思います。

それと、4点目にですね、厚労省は認知症対策として地域支援事業による「オレンジカフェ」、
「認知症カフェ」を自治体に設置することを推進しています。「オレンジカフェ」は認知症の人やその家族、専門家や地域住民が集まり、お互いに交流したり、情報交換する場所として注目されているカフェです。芦屋町でも取り組むべきと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

新オレンジプランの7つの柱の1つ、認知症の人の介護者への支援項目において、国が認知症カフェの設置を推奨しております。認知症カフェは、認知症の人やその家族、あるいは地域の人々が定期的に交流することで地域の方々が心理的不安の軽減やさまざまな情報を得られるなどの理由から着目されている事業でございます。

福岡県内では規模の大小はございますけども、28年6月現在で福岡県によって認知症カフェとして公表されている数は63件で、うち自治体による運営は4カ所、多くは社会福祉法人が定期的に開催している状況でございます。認知症カフェの設置に至る経緯はさまざまのようございますが、多くは、施設入所しておられる介護者同士の連携、あるいは地域での認知症の方の家族が中心となって動き出し、運営までを担っているような状況でございます。

芦屋町における認知症施策につきましては、昨年度から認知症予防教室、認知症家族介護教室を新しく始めております。特に認知症家族介護教室は、介護の実践的なアドバイスに加えまして、認知症の方を抱えておられる家族ニーズの把握、関係者同士の連携を進めることを目的としておりますが、将来的には家族会の発足や認知症カフェを開設することも視野に入れて開設したものでございます。

しかしながら、昨年開催した事業では家族の方の参加が5名にとどまっておりますし、認知症家族介護教室の目的は果たしたものの、家族会の発足等に向けたステップまでには至らなかったというのが現状でございました。認知症家族介護教室については、本年度も11月に開催を予定しており、ニーズの把握や参加者同士の連携が取れるような関係づくりを進めてまいりたいと考えております。

一方で、本年度はケアマネ及びホームヘルパーを通して認知症が疑われる方やその家族の思いといったものを調査し、御本人やその家族のニーズを集めております。この結果につきましては、現在分析途中でございますが、認知症の方やその家族の方が何を望まれているのか、まず現状把握から取り組んでまいりたいと考えております。

私どもとしましては、現状把握の上、認知症施策について優先度をつけて取り組みを進めてまいりたいと考えておりますが、認知症高齢者の増加が予測されており、将来的には、安心できる運営体制のもと認知症カフェの設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まだまだ認知症に対する認識がですね、十分でないということで、多くの方が町のそういった集まりには出てきていなかった。今後もそういったことを克服して、認知症カフェを設置していきたいという、そういった内容だったというふうに思いますが。私がもらったのは、小倉でやっている北九州市のですね、総合保健福祉センターの中にある認知症支援・介護予防センター、愛称「アシスト21・ひまわりセンター」ということで、この中で認知症カフェなんかもですね、取り組まれているということです。また、久留米市とかそういったところでもですね、こういっ

た事業が旺盛に行われているということです。

小倉のこの中ではですね、先ほど言った認知症サポーター養成講座、そういったことをですね、卒業された方をですね、対象として、またカフェマスター研修会というのも取り組んでいるそうです。これは4回程度ですね、認知症を学びましょうとか、高齢者の身体特性とか介護予防とか、認知症カフェと市の思いとか、こういったことで講座を開いてですね、さらにサポーター講座を受講された方を、もう一つそれに関心を持ってもらって、力を貸してもらい、見守ってもらうという、そういったことでやっているということなんで、認知症カフェができればですね、さらに認知症に対する理解もですね、進むんではないかと思しますので、ぜひ、大変でしょうが、この認知症カフェの実現のためにですね、御努力をお願いすることを申してこの認知症の問題についての質問を終わりたいと思います。

続いて、ストレスチェックについて伺います。

自治体職員が健康で生き生き働き、持てる能力を最大限に発揮するようにするために、健康診断や個別相談など心身の健康づくり、とりわけメンタルヘルスへの対応と働きやすい職場の環境改善への対策が重要だと考えます。

昨年12月、労働安全衛生法が改正され、労働者が50人以上いる事業所では毎年1回、ストレスチェックを全ての労働者に対して実施することが義務づけられました。

そこで次の点を伺います。

町職員のストレスチェックはどのように取り組んでいくのかを伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

職員のストレスの程度を把握し、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、職場がメンタルヘルス不調となることを未然に防止することを、主な目的として行っていきたいというふうに思っております。芦屋町におきましては、今年度から産業医委託契約を締結し、一般社団法人西日本産業衛生会とストレスチェックの委託契約を締結しています。

8月5日に町の衛生委員会を開催いたしまして、ストレスチェックの実施方法等についての協議を行い、現在9月中旬に実施するよう準備を進めているところでございます。流れとしましては、職員に対して、質問票チェックシート59項目を記入していただいて、チェックを行うというようにしております。そのストレス状況の評価を、委託の産業医により行い、医師の面接指導の可否の判定につなげていきます。その結果について、本人に通知を行い、ストレスが高い職員については、本人からの申し出により産業医による個人面接を実施し、就業上の措置の可否・内

容についての意見聴取を行い、必要な措置を行うことによって、鬱などのメンタルヘルス不調を未然に防止できるように進んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今回初めてストレスチェックに取り組むわけですが、このストレスチェックを実施するに当たっての留意する点は、どのような点があるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

注意する点といいますか、プライバシーに関することですので、守秘義務等ございますので、そこら辺についてはきちんと守りながら行いたいと思いますし、本人の同意がないとこのストレスチェックの内容等については、役場のほうで情報が入手できないというふうになっております。

このストレスチェックや面接での個人の情報を取り扱った内容につきましては、法律で守秘義務が課せられていますし、刑罰規定もあるという形になりますので、実施する委託先の産業医及び職員、関係する従事者についても、きちんと情報の漏れがないような形で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ストレスチェックはですね、やっぱり、その職場の働く人を守ること。また職場の環境を改善するという点ではですね、大きな役割を果たしますが、ただ使い方を間違えれば、個人の不利益につながるという問題も出てくると思います。

これは厚労省のストレスチェック導入マニュアルの中で言われていることですが、「不利益取り扱いの防止」ということで、事業者が以下の行為を行うことは禁止されているとなっております。

まず1点目に、次のことを理由に労働者に対して不利益な取り扱いを行うこと。医師による面接指導を受けたい旨の申し出を行ったこと。ストレスチェックを受けないこと。ストレスチェック結果の事業者への提供に同意しないこと。医師による面接指導の申し出を行わないこと。

2点目として、面接指導の結果を理由として、解雇、雇いどめ、退職勧奨、不当な動機・目的

による配置転換、職位の変更を行うこと。というふうになっております。先ほど課長が答弁したように、医師と相談するとか、またストレスチェックを受けてチェックを記入してもらうとか、そういったことに同意しない人がおられても、それを不利益に扱ってはいけないということを、ここでは明確に述べられています。もともとこのストレスチェックは、事業所が全ての労働者に対して実施することが義務づけられていますが、労働者の受診義務は外されています。そういった点では、そういったところで不利益を被ることのないこと、そしてまたその方がいろいろなチェックの中で問題点があったとか、そういったことがあっても、それによって解雇とかいろいろな不利益を被ることはしてはならないということを明確に言っていますが、そういった点ではこれが導入の最低条件だと考えますがいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、言われました不利益の取り扱いの防止につきましては、これはきちんと守っていきたいというふうに考えておりますし、このストレスチェックを受けないことや、その結果を役場に提供しないということは本人の同意が取れない限り、私どもも情報をもらうことができませんので、そのことにつきましては、きちんと守っていき、職員の不利益のないような取り扱いをしたいと思っております。ただし、職員のやはり健康状況ですので、そこら辺につきましては、職員の状況を見ながら、そのほか月1回健康相談等も行っておりますので、そういうところは各職場の上司より指名をした中で、健康相談等受けていただくような状況は取っていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは2点目に、実施目的は、メンタルヘルス不調の未然防止とされていますが、高ストレスを個人の問題として終わらせることなく、職場の改善につなげることが大切と考えますが、どうお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

ストレスチェックの結果を一定規模の職場ごとに集計・分析するよう、集団分析と職場環境の改善については、努力義務という形になっております。今回行うストレスチェックでは、職場内

を12のグループに分け、集団分析を行い、共同実施者である嘱託産業医と嘱託保健師の助言を踏まえながら、職場の環境改善につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひですね、職場の環境改善をその結果によってですね、行うということが、やっぱり役場としてやらかてはいけないことだと思います。やはり、このストレスチェックは、職場の精神疾患患者のあぶり出しをするものではなくて、労働者のメンタルヘルス不調を未前に防止を行うこと。一次防止を主な目的としています。メンタルヘルスの不調は、個人の資質の問題ではなく、職場全体の重大な問題として取り上げられる必要があります。メンタルヘルスの不調の原因は定数管理による人員不足からの労働強化、残業の増加にとどまらず、人員不足やIT化による仕事の専任化による個人個人の責任の重さ、能力主義、成果主義の人事評価や賃金制度による締めつけなど、人が宝である町役場が、儲けが目的の民間企業の悪い部分を模倣するような状況になっております。このことは、結果的には町民にとっても決してよいことではありません。職員が伸び伸びと仕事ができる環境こそが、誇りを持って町民のために仕事ができるし、町民の相談にも親身に相談に対応できる、安心して相談できるというふうに思います。そのためには、定数管理ではなく、仕事に見合う必要な人数を確保、補充すること。能力主義、成果主義の労務管理をやめ、町民全体の奉仕者としての職員の育成を行うべきと考えますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的には、その能力に応じた中で仕事を行っていただいておりますし、年々業務等もふえておりますので、そこら辺につきましては、状況を見ながら職員の配置等も勘案したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

先ほどの答弁の中でですね、芦屋町のストレスチェックは産業医に委託して行うというふうに言われていましたが、芦屋町には中央病院がありますが、なぜ中央病院でしないのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に、中央病院のほうに確認したところ、今の体制としてこの産業医というところの部分が、非常にちょっと、まだ整っていないという状況ですので、今回のストレスチェックについては、ちょっと見送らせていただきたいというふうにいただいておりますので、委託をとらせていただいた状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今回、これをストレスチェックを行うために民間業者も相当ですね、このストレスチェックの産業医を配置して行うということが言われていますが、芦屋町ですね、やはり50人以上の企業とか、団体もかなりあると思いますが、そういったところが芦屋町の病院で受けられないということは、やはりもったいないなという気もするんですね。それと、そういった民間のストレスチェックを行う企業は、ストレスチェックを行うのと同時にこれだけではなくて、健康診断も自分のところでさせてくれという、そういった話を持ってくる企業もあるというふうに聞いています。そういったふうになれば、今まで町立病院で受けていたその企業の健康診断がよそに流れていくという、そういった問題が起こってきます。今回の議案の中で、独法の意見書が出されていましたが、その中を見ると、健康診断が減っているというふうな、そういった内容だったというふうに思いますが、そういった点では、今後中央病院としてもストレスチェックを行ってですね、健康診断につなげていくという、そういったことをするべきではないでしょうか。その点を伺います。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

独法のこととございまして、今、言われた内容については、相談をさせていただきますが、基本的には病院の運営にかかわることとございますので、院長先生とも相談をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

産業医を配置するという問題もありますので、ぜひ。ただやっぱり病院の今後の経営を考えていったらですね、そういったことも確保することが必要じゃないかなと思います。

それでは3点目に、50人未満の職場はストレスチェックの義務づけはないが、学校現場におけるストレスチェックの実施はどうするのかについて伺います。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

町内の小中学校4校で一番職員数が多いのは、芦屋中学校です。それでも総職員数は46人で、50人未満となっております。50人未満の職場では、ストレスチェックは、当分の間、努力義務となっておりますが、法改正の趣旨を鑑み、また、教職員の心理的負担の程度を把握するため、学校現場でも平成29年度からストレスチェックを実施する方針でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

29年度から実施するということですが、文科省ではですね、努力義務という通達を出していますが、総務省としてはですね、やっぱりそういった公務現場については全ての職員にストレスチェックの実施を求めるといふ、そういった通達を出していますので、特に学校という点ではですね、この後も質問がありますけど、いじめの問題とか、不登校、それから子供の貧困、学力問題、クラブ活動など児童・生徒に関してさまざまな問題が起こっております。メンタルヘルスに不調を来している先生はたくさんふえて来ているというふうに思いますので、ぜひですね、学校内においてもストレスチェックを行いですね、その対応を十分に行っていただきたいというふうに思います。

最後にですね、このストレスチェックの法改正では、国会での附帯決議では、ストレスチェック制度については労働者個人が特定されずに職場ごとのストレスの状況を事業者が把握し、職場環境の改善を図る仕組みを検討すること。また、小規模事業場のメンタルヘルス対策について、産業保健活動総合支援事業による体制整備など必要な支援を行っていくこととしています。町が具体的に進めることを求めてこの質問を終わります。

次に非正規職員の問題について伺います。

不況等を理由とした派遣切り、雇いどめが社会的な問題となっている中で、景気の調整弁として、安上がりの労働力として非正規雇用労働者を使い捨てにする問題を考えていく上でも、自治体みずからが当然のこのように官製ワーキングプアを拡大していくことは、あってはならない

ことです。

地方公務員法、地方自治法によれば、自治体の恒常的・本格的業務は正規社員が行うとし、臨時の職や緊急の場合に臨時職員、非常勤の職については非常勤職員を任用することができるとしています。しかし、実態は、住民サービスに欠かせない本格的、恒常的業務にも非正規職員が配置されており、これらの臨時・非常勤の非正規職員は、法的には公務員の権利を守る保護法制からも、民間の非正規労働者を保護する法制度からも除外され、法の谷間となって、労働条件や権利を保護する法律がありません。

全国的には、このような不利益を受けている自治体の非正規雇用者の約8割が女性であるとされており、自治体での正規と非正規の格差は、実は間接的な男女差別にもなっています。

そこで芦屋町での実態について伺います。

町の職員数と正規・非正規の割合については、どのようになっているのでしょうか、伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

28年9月1日現在の競艇事業局を除く正規職員は再任用を含めると125人、非正規職員は派遣労働者を含め176人で、割合は、正規職員が41.5%、非正規職員が58.5%です。

27年4月1日現在では、正規職員が122人、非正規職員が156人で、割合は、正規職員43.9%、非正規職員56.1%。

26年4月1日現在では、正規職員118人、非正規職員150人で、割合は、正規職員44%、非正規職員56%です。

非正規職員は、現在すべて雇用している数でお答えしておりますけど、要請日のみの勤務であったりとか、交代勤務の数を含めておりますので、勤務時間や体制等で勘案しますと、人数としては116人となり、割合としては、28年度では、48.1%が非正規雇用という形の考え方になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

最終的には半分、半分、5対5ぐらいの割合ということですが、それにしてもですね、非正規雇用者の割合がどんどん、どんどんふえているということで、少ない自治体でも3割程度、多いところでは6割ぐらいが非正規雇用になっているのが、今の地方自治体の現状だということに思います。それでは、こういった非正規の方々がおる職場はどのような部署でしょうか、伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

職場的なところは、基本的には社会教育施設であったりだとか、学校の事務補助だったり、学童クラブ等になるかと。あと、内部的なところでいきますと、住民課や健康・こども課などが嘱託職員という形で勤務しているという状況が内部の現状になります。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

保育や医療、学校など、福祉や教育にかかわる現場や住民サービスや福祉の向上になくはならない現場ということで、貴重な人材となっているわけなんですけど、このような方々の給与はどのくらいになっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

給与につきましては、臨時的任用職員の賃金は日額で定めておりまして、最も該当者が多い職種の賃金につきましては、1時間当たり830円で、これは職員の給料表の1級1号給を基準に算出しております。給料表の改定に伴いまして順次見直しは行っているという状況になります。

嘱託職員の賃金は月額で定めております。保健師や看護師等、採用前の職歴を加味して給与額の算定をしており、また、年に1回昇給することとなっております。その他、学校や公民館、体育館等の嘱託職員につきましては、それぞれの業務に応じた給与額という形の中で定めております。

派遣労働者につきましては、契約に基づいて人材派遣会社のほうに派遣料を支払っているという状況になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

時給830円というふうなことですが、今回、地方審議会による今年度の最低賃金等進学が出され間したが、福岡県では現行が743円が22円アップして、765円ということです。830円ということで、最低賃金よりは上回っていますが、100円を上回らないような状況という

ことですね。なかなか高い水準ではないということですね。ちなみに、一番高いのはやはり東京、神奈川で930円ぐらいになっています。ただ、時給が930円といってもですね、非正規は先ほど言ったように、看護師さんとかそういった特殊な部門を除いて経験加算がなく、どれだけ働いても給料が上がらないこと。正規職員では受けられるさまざまな手当、住宅手当、扶養手当などが無いからであり、国の非正規公務員政策の矛盾のあらわれでもあります。非正規であっても常用雇用であるのですから、同一労働、同一賃金で正規雇用に近づける努力を行うべきですが、これに対して国は逆に継続任用を期待させないようにしようとかいう、そういった指示も出しています。非正規の人が機械的に雇いどめに遭う、こういった事態も各地で出ています。

先ほどの東京での932円ですけど、これでもですね、法廷労働時間の上限月平均173.8時間働いても、16万2,000円です。年額で194万円、これからいろいろな諸費も経費も引かれたらもっと下がる。最低の宮崎、沖縄では149万円、こういった状況です。149万円といえば、またこれから引けば100万円を切るような状況になる可能性もありますよね。

全国労働組合総連合の全国各地の最低生計費調査では、生活するには年額250万円から300万円、時給1,500円程度が必要だという結果も出ています。やはり、公務労働がワーキングプアを生むことがあってはならないということですが、今すぐ時給1,000円を実現し、やはり生活できる1,500円を目指すことが急務だ私は思います。

こういった方々が働いている業務内容はどのようになっているのでしょうか。それについて伺います。第3点目の質問です。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

業務内容、先ほども少しお話ししましたがけれども、臨時職員のなところについては、簡単な受付業務であったり、小学校の用務員や図書司書などの業務と基本的に内部的な事務の補助という形で事務に従事しております。嘱託は、やはり専門性の高いところで働いていただいておりますので、先ほどお話しした保健師の資格が必要なところだとか、公民館の館長業務を担っていただく方、体育館で業務をしていただいている方等については、職員の給与表に基づいて換算して給与を支払っているという状況になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

もともとですね、そういった業務を行う人は安定した雇用で、勤務条件が保証されているのが

原則ですが、法令上の根拠のないまま非正規職員が急増しているというのが、今の自治体の実態です。国は、非正規はあくまで臨時的に必要な仕事を補助的に担うものとしていますが、正規職員の採用根拠である地方公務員法第17条を使い、一般職や非常勤職と拡大解釈をしたりして、明らかに恒常的、本来的な業務を担当しているのに、地方公務員法第22条を使って臨時職員としたりして、脱法行為を続けています。

さらに問題なのは、非正規職員であっても一応は公務員であるという理由で、民間労働者であれば当然受けられる労働法上の保護が受けられないということです。例えば、待遇上の差別禁止や、均衡を配慮することを求めたパート労働法や5年以上雇用されれば、無期雇用へ転換しなければならない労働契約法などは適応外とされています。国や自治体みずからが非正規職員を法の谷間に放置しています。このような自治体職員の正規職員化、公共サービスの民間委託化は地域住民に直接影響を与えることは先ほども言いました。働く実態に合った自治体非正規の法的整備、均等待遇、安定した雇用を実現するための県内の統一した最低基準の確立、こういったものが必要だと考えますが、そういったところについてはいかが考えるのかを伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

そこら辺につきましては、今後いろいろ郡内の状況を見ながら、検討していかないといけないのではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

一自治体ではなかなかできないところも承知しておりますけど。しかし、やはりこういったこと自体が、やっぱりあってはならないことだと思います。

非正規化の理由を伺います。第4点目ですね。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

非正規職員の率の増大とその理由についてという形の中で、主な理由としましては、包括支援センターや放課後等デイサービスの設置、検診業務の充実、高齢者向けの給付金事業など、さまざまな行政需要に対応するために、増加傾向になっております。

また、平成17年度に作成しました集中改革プラン、5年間で医療職を除く職員の削減という

形の中で、17年度当初の職員数191人を22年度当初で155人にするという計画でしたが、2年前倒しで職員の削減を達成したことも、非正規職員の増の一因ではないかと考えております。なお、地方創生事業等を推進していくため、正規職員数はふやしております。

非正規職員の雇用につきましては、国からの権限委譲による業務の増大や、今後の施策の推進、事業展開により正規職員を配置すべきか、非正規職員で対応していくべきかを、判断しながら雇用をしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、答弁であったようにですね、国は1980年代から行政改革によって公務員の定数削減を進めてきました。一方、1970年代から住民の要求運動によって、福祉・教育などの新たな行政需要が広がり、その業務に対応するため、非正規職員の導入が進められてきました。特に2004年に小泉内閣による三位一体の改革は多くの自治体で新規採用を控え、民間委託化が推し進められ、一層非正規化が拡大していきました。その結果、本来公務員は安定した雇用で、勤務条件が保証されているのが原則ですが、法令上の根拠のないまま非正規職員が急増しているのが実態だと思います。

ILO（国際労働機関）は日本政府に対してILO第100号条約を守ることを勧告しています。つまり、日本では同一労働同一賃金が守られていない、こういったことを指摘しています。

安倍首相はですね、今度の参議院選挙の中で、同一労働同一賃金を言い始めました。また、一億総活躍国民会議、この中でもですね、ことしの2月の23日に同一労働同一賃金を実現すると、「多様で柔軟な働き方の選択をするためには、非正規雇用で多くの方の待遇改善は待ったなしの重要課題であります。」「我が国の雇用慣行には十分に留意しつつ、同時に躊躇なく法改正の準備を進めます。あわせてどのような賃金差が正当でないと認められるかについて、政府としても早期にガイドラインを制定し、事例を示してまいります。」と安倍首相みずからもですね、同一労働同一賃金が必要だと言っていますし、今度の参議院選挙でもですね、それぞれ各政党、9政党ぐらいいありますがですね、自民党を初め、公明党、民進党、共産党も全てがですね、同一労働同一賃金の法律をつくるという、こういったことを選挙の公約として掲げております。そういった点でですね、やはり、同一労働同一賃金というのがですね、国もするというのを、方向性を打ち出しています。ぜひですね、芦屋町においても非正規職員の処遇改善を積極的に行うことを求めますが、最後に町長の考えを伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

最後、川上議員のいわゆる参議院選挙における各党の公約という形の中で、議員、言われましたように、本年6月に安倍首相みずから日本一億総活躍プラン閣議決定の中です、非正規雇用労働者の待遇改善という形の中で、同一賃金同一労働施策ということを出されたわけですが。ここです、いろいろな考え方、ただその単語だけをとると、同一賃金同一労働でいいんですけど、中身がいろいろ複雑であろうかと思うんです。

やはり公務員というのは、やはり法律で決められておりますように、採用におきましては、競争試験によるものとなって、地方公務員法第17条の2で決められておるわけであり、やはり、そういうような格差をなくすとか、いろいろな話があるわけですが、時代時代に、今の時代にニーズにですね、結局マッチしているのかどうかと言いますと、今、ここ二、三年、課長が先ほどからお話しておりますように、政府がどんどん、どんどん法律を変えてですね、地方のほうに、やるのはもう地方の自治体であるわけですが。人が足りない。人が足りないだけでなく、熟練者がいないということが非常に大きな問題でありまして。そこで人材の派遣、派遣のほうから専門の方に来ていただくと。そして正規の、芦屋町で言えば、職員の方の仕事量がふえておりますので、その補助的なことですね、臨時職員を雇っておるとい、これは現実問題であるわけですが。先ほど言われました日本総一億活躍プランで閣議決定したということですが、それが今後、国がどういうふうに行くのか、ちょっとどこに落としどころがあるのか、ちょっと私は個人的には不思議に思っているわけであり、選挙のための公約だったのか、現実を直視していないのではないかと。となるとですね、経済的にはよく言われておりますように、中小企業、潰れるんじゃないかと片方では言われておるわけであり、そういうことも鑑みまして、今後の動向に注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に、2番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡です。今回、一般質問通告書に従いまして、質問をさせていただきます。今回2件質問させていただきます。

1 件目でありますけども、北九州市との連携中枢都市圏構想に基づく連携協約事業の推進についてお伺いいたします。

平成28年4月18日に北九州市との連携中枢都市圏構想が北九州市と芦屋町の間で締結され、町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、町で策定した総合戦略と、この連携ビジョンとの両輪で推進されることになりました。とりわけ、北九州圏域にかかわる事業については、北九州市と芦屋町との有機的な連携が図れるかが事業の成功の鍵となります。しかし、北九州市と町には、それぞれに思惑があり、期待する事業も当然違ってきます。このような状況下において、町が期待する事業がどの程度実現できるか懸念するところでもあります。また、昨今の北九州市の状況を見て、私は北九州市が中核都市としての体質を備えているのか疑問を感じており、協力・支援体制について懸念しております。

そこで、町は連携ビジョンの推進について、どのような姿勢で臨まれるのか。町の対応戦略についてお伺いします。本戦略につきましては、芦屋町の人口が非常に今のところ減ってきておりまして、今後ですね、この事業が成功するかどうかという課題は町の存続に大きくかかっている課題でもあります。

まず初めに、連携ビジョンにおいて、町が期待する事業と北九州市が期待する事業の相違について、どのように認識しているのかお伺いします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

連携協約は、中核性を備える中心都市と近隣市町が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、まず1. 圏域全体の経済成長の牽引、2. 高次な都市機能の集積・強化、3. 圏域全体の生活関連機能サービスの向上の3つの柱を行うことにより、人口減少社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある経済社会を維持するための圏域を形成しようとするものでございます。

北九州市は中枢都市として、圏域全体の地域経済を活性化し、利便性を向上させるなど、中心的な役割を担うこととなります。各市町と連携しながら、圏域の資源や機能を活用し、効率的な行政サービスの提供を図ることで、圏域全体の活性化と魅力ある圏域の形成を目指して行くものでございます。

芦屋町が期待する事業としましては、3の圏域全体の生活関連機能サービスの向上における上下水道の分野での下水道事業の広域化の検討、地域公共交通分野での公共交通ネットワークの確保・維持のための検討、交流及び移住の促進等の分野での首都圏での移住・定住促進事業などのほか、子育て支援や就労支援においても、メリットがあるということで期待はしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

芦屋町が目指す方向づけというか、今考えておられる期待する事業というのは、今、御説明がありました。こちらで図ることは、ちょっと難しいかと思えますけども、具体的に詳細の、北九州市が目指す事業というのは、現時点では、芦屋のほうではおわかりになりますでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

先ほど1、2、3ということですね、3つ柱を説明しましたが、北九州市さんが中心的に役割を担ってやる事業、要は期待するというよりも、目指さなくてはいけない事業ですね。中核都市として宣言されていますが、それはやっぱり圏域全体の経済成長の牽引をしていくというのが重要な役割です。

それと2点目の高次な都市機能の集積・強化、この1、2についてはですね、北九州市さんが責任を持って進めて行くということですので、北九州市さんが期待するとかいう観点ではなくて、北九州市がこの都市圏域の中心的な役割を持って目指すものということで御理解してもらったほうがわかりやすいかと理解しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がありましたけども、北九州市についても市が目指すということでありまして、期待する事業とはちょっと意味合いが違うということでもありますけども、北九州市がメリットを感じていない事業については、なかなか、やはり協力・支援体制が整わないんじゃないかと、このように考えられますが、それをこちらの芦屋町がそれについてですね、事業を行っていただくために、取り組むための工夫、こういったことが必要になってくるんじゃないかなと私は思います。そういったことで、現時点の芦屋町が期待する事業に対する北九州市の事業支援体制をどのように捉えておられるのか、お伺いたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

北九州市は現在、企画調整局政策部都市政策課が各部局との調整を行っており、各市町の意見・

要望に対しても精力的に動いております。各部局の意識も変わってきていると聞いています。難しい課題もありますが、日々支援体制は推進されているものと考えております。

現時点で町が期待する事業ということで、例であります、下水道事業の検討につきましては、既に事務レベルの話合いがスタートしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そういうことで、具体的には下水道事業、芦屋町が目指すところの事業に関して、今のところ、実務レベルでの調整が図られているという答弁であったかと思えます。ただしですね、この連携ビジョンについてはですね、調整会議が開催年1回程度の基準というのが記載されています。こういった状況の中で重要な事業を進める上で、1回程度でいいのかということなんですが、十分な調整が図れるか疑問なんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

年1回程度開催するのはですね、構成市町の首長によるトップ会議でございます。ビジョンの進捗管理をする産・学・金・官・民の有識者等で構成する北九州地域連携懇談会、これは、今年度2回開催する予定でございます。

そのほか圏域の自治体間による連絡調整としまして、企画担当課長会議や企画担当係長会議、これらは、今年度三、四回ずつ開催される予定でございますので、問題はないと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

実務レベル、企画担当課、町レベルでですね、三、四回ということで、具体的な調整が図られるということでもありますけども、私はですね、ウイン・ウインの関係で築ける事業についてはですね、先ほどの下水道事業の調整会議が行われているということで、安心するわけですけれども。そういった連携が取れないところに関してはですね、ますますの協議の場が必要があるのではないかとこのように考えるわけですね。

そこで、本筋から少し離れるかもしれませんが、北九州市の体質を図る上でですね、参考となる事例がありますので、これを紹介していただいて、北九州市の体質についてですね、考え

ていただければと思いますので、これについてはですね、学校教育課に質問させていただきます。

県管理のですね、特別支援学校の通学が困難な状況となって、北九州市の学校への編入要望が上がっております。現在、県を通じた調整が行われておりますけども、難航しております。その理由は何かということをお伺いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

現在、町内在住で福岡県立の古賀特別支援学校に在籍している生徒が、古賀市までのバス通学が困難になったため、平成28年2月に生徒の保護者が、より自宅に近い北九州市立の特別支援学校への編入要望を、福岡県や古賀特別支援学校に申し入れました。福岡県古賀特別支援学校の回答は、「北九州市の規則があるので、難しい。」とのことでした。

そこで、芦屋町教育委員会からも、北九州市教育委員会へ打診しましたが、やはり、「北九州市内在住者との大前提があるので、難しい。」との回答を受けました。ただ、その際に、「4月1日から障害者差別解消法が施行されるので、合理的配慮というものも考えていなければならぬ。」とも言われましたので、4月以降であれば検討の余地がある、編入できる可能性があるを受け取りました。

そして、平成28年度に入り、必要書類を整え、福岡県から北九州市へ打診したところ、やはり「住所要件を満たしていないため、難しい。前回対応した者が障害者差別解消法の話をして、期待を持たせてしまったのなら、申しわけないが撤回させていただきたい。」との回答でした。

このような交渉経過であり、調整が難航している理由は、自治体間の壁、住所要件と考えます。以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、御紹介がありましたように、特別支援学校の通学に関してということで、芦屋町は県管理の学校のほうに通学するようになりますが、近くには北九州市の特別支援学校もあります。そういった中で、古賀のほうまで通学するのが非常に難しい状態の障害者の方がおられて、北九州に編入はできないかというような問い合わせがあったんですが、結果、今のところ難航している状況にあります。

4月1日に障害者差別解消法が施行されて、こういったことで、この連携ビジョンも当然、そのときに策定されて、本会議で締結された状況にある中でですね、それがなかなか難しい状況にあるということでもあります。そのあたり非常に疑問を感じるわけですけども。

そこで今回ですね、受け入れが拒否されている要因は、明確には今のところわからないところが多いんですけども、そういった中ですね、この要望、その北九州市の学校への通学・編入に関しての要望を受け入れてもらえるような手段・方法について、今のところ学校教育課のほうではどのようにお考えになっているかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

要因であります自治体間の壁、住所要件を取り除くには、法改正とまでは申し上げませんが、国が通達などを出して、区域外就学に関する自治体間の壁、ハードルを低くしてもらうことだと考えます。もし今後、同様の事例が発生しましても、現状では芦屋町も福岡県も対応が難しい状況でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、事例紹介をしていただきましたけども、事例のとおりですね、芦屋町が期待する事業の実現に向けてはそれなりの覚悟を持って臨まなければ、この連携ビジョンでの事業の達成はないんじゃないかというふうに考えます。北九州市のですね、ハードルは非常に高いということを現時点では認識する必要があるのではないのでしょうか。

また、今回ですね、地域交通関係で黒崎行きの急行バスの試験運用終了の件もございました。これを知る限りですね、非常に、やっぱりこの連携ビジョンを進める上では、特にそういったところに注意を払いながら進める必要があるのではないかと考えます。

特別支援学校についての支援事業はこの連携ビジョンには登載されておきませんが、締約にならない事業や、北九州市みずからが目指す事業ではない場合、並びに受け入れ環境が整っていないような状況の中では、なかなかこの連携協定が得られないと予想されます。そこで、特別支援学校の件のように連携ビジョンに登載されていない事業の受け入れの可能性については、芦屋町はどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

圏域が形成された後も、新たな連携のアイデアや必要性が出てくることが想定されますので、都市圏ビジョンは定期的に見直しを行い、中身の精査を実施していくことになっております。新

たに必要な連携事業が発生すれば、企画担当係長会議から問題提起をするなど、手順を踏んで協議し、問題がなければビジョンに記載されることとなります。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がございましたように、当初は企画担当課のほうで、そういった事業を吸い上げていただいて、調整に入っていただくということでもありますけれども、町にとっては、今、登載していただいている事業以外にもですね、今、特別支援学校の件もございましたように、細部検討すればですね、さらに調整を図りながら、広域の中で進めなければならないような事業も多分に発生するかと思うんです。そういうことですね、今後のこういったことについての取り組みは、しっかりやっていかなければならないと考えますけども、最後にこの件に関しての町が期待する事業を完遂するための北九州市への対応戦略をどのように考えるか、最後に決意をお願いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

北九州との連携中枢都市圏構想についてということで、るる、いろいろな御質問をいただいておりますが、まず整理させていただきますと、まず、この特別支援学校の件でございますが、これはですね、別件として、これ、人道上の問題になるかと思えます。これは都市圏構想の、北九州にあるから、それがこの中に入れてプログラムに入れて、こういうこととも言うより、これはちょっと別次元の問題だと思うので。これは確かに政令指定都市と福岡県という、福岡県には2つの政令指定都市がありますので、いつもそういうところであつれきが起るわけでございますが。御存知のように、政令指定都市は国に直轄であります。我々は県に一旦申し入れて、国という、そういうような形になっておるわけでございますので、この件につきましては、別件でいろいろ協議しなければならない重要な問題だと思っております。

るる、いろいろな北九州中枢都市圏構想の中身でございますが、松岡議員に御理解いただきたいのはですね、何せ、これは協定書を結んだばかりでございますが、これは……（発言する者あり）4、5、6、7、8、9まだ5カ月なんです。非常に北九州都市圏だから、北九州市を中心として入れて17の市町がやるわけでございますので、芦屋町のエゴばかり言ってもしょうがないし。これはそれぞれ北九州の立場もある。それぞれの各近隣の立場もあるわけでございますので、これは時間をかけてというよりも、私は、北九州市、今の動きを見てみると、速や

かに下水道に、もう着手して話の場に着手していただいている。それからバスの問題。これ、確かに急行はなくなりました。これ、試験運行でございます。これ乗る人がほとんどいないということで、早朝の便をそのかわりふやしましょうということですね、切ったわけでも何でもないしですね。今後いろいろな面で出てくると思います。そういうつかさつかさで、議員の皆さん方には逐一御報告させていただきたいと思います。御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

答弁いただきまして、そういう中でありますけれども、半年ぐらいのレベルですけれども、私はやはり、そのあたりの芦屋町のこの姿勢がやはりですね、どうあるべきか。この締約に関しては締結されたのは芦屋町と北九州市、それ以外に他の町についても、この締約が結ばれるとは考えるんですけれども、あくまでも芦屋町と北九州市の関係の中で事業が進められますので、その際、やはり町としての主体性は、しっかりと持っていた中で、地道に粘り強い調整をやっていただいて、必ずやですね、この人口減をストップしていただいて、町の活性化が図れるように、しっかりとこちらが目指すものを勝ち取っていただければというふうに考えますので。そういうスタンスで取り組んでいただければと考えます。

以上で連携ビジョンについては終わらせていただきまして、2件目ですけれども、地域社会の助け合い活動に必要な個人情報の取り扱いに関する支援についてお伺いいたします。

地域社会においては、住みよい地域を目指して、諸活動が活発に展開されてところでもあります。とりわけ、現在の社会情勢を踏まえ、高齢者対策、子育て支援、防災対策や防犯対策などにおいて、見守りや助け合いの取り組みが行われております。これらの地域活動は、関係する個人の個人情報を有用することにより営まれ、関係団体が連携し、共有することによって、活動の活性化がさらに図られます。

しかしながら、自治区等では、個人情報の保護に対する過剰な反応や取り扱いの戸惑いから、個人情報が有益に活用されず、諸活動に十分な成果をおさめられないでいるのも事実です。その意味で、地域社会の活性化を推進する町にとっては、自治区の個人情報の取り扱いに関する問題は、喫緊の課題の一つではないでしょうか。

そこで、町が主体となって自治区等へのさらなる個人情報の保護に関する意識啓発や管理並びに共有における関係団体間の連携支援を積極的に行うべきと考え、町としての見解をお伺いします。

初めに、自治区等では地域の諸活動を行うために、どのような個人情報が取り扱われているか

お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

行政から自治区または自主防災組織へ提供しております個人情報につきましては、災害対策基本法第49条第10号に規定されております本人同意が取得された当該自治区の避難行動要支援者名簿がございます。この避難行動要支援者名簿は、避難支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置をするための基礎とするものでございます。また、名簿は毎年6月に更新してまいります。

民生委員へ提供しております個人情報につきましては、ただいま説明しました避難行動要支援者名簿の担当地区分及びこれも担当地区分の65歳以上の高齢者名簿がございます。この名簿には、高齢者の世帯構成、救急医療情報キットや緊急通報システム、介護用品給付サービスの利用を含んだ情報をあわせて提供しています。高齢者の方の名簿を民生委員へ提供している理由は、日ごろの見守りや万一の場合に活用できるようにしているもので、毎年5月に名簿を更新しております。

行政以外に、社会福祉協議会が小地域福祉活動として進めております「愛の福祉ネットワーク活動」において、高齢者の見守りのためのマップづくりや交流会を開催するために6地域で個人情報が収集・管理されております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がございましたけれども、平成25年6月に災害対策基本法が改正されまして、この中で規定された内容で、平成27年度に災害時避難行動要支援者名簿が作成されております。この個人情報の収集、管理や共有の方法について、まずお伺いしたいと思います。

収集する個人情報に関する対象者はどういった方か、また、収集の手段・方法は、どのようにして行われたかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、個人情報の収集や取り扱いについて、まず26年12月に芦屋町個人情報保護審査会に諮問し、個人情報等の収集や収集方法が公益上必要あるい

は妥当であるとの答申を受けた後、27年2月の芦屋町防災会議で名簿作成等を芦屋町地域防災計画に位置づけて事務を進めてきました。

具体的な個人情報の収集については、要配慮者として収集対象者の範囲を設定するに当たり、災害時等の避難能力となる情報取得能力、判断能力、避難の際の身体能力等を考慮し、施設入所者を除き、生活の基盤が町内にある、1番目として要介護認定1以上、2番目として75歳以上の高齢者のうち独居または高齢者のみの世帯、3番目として身体障害者手帳1・2級所持者、4番目として精神障害者手帳1級所持者、5番目として療育手帳のA判定所持者1,722名の方に27年3月から郵送または職員が自宅に訪問し、地域の方に渡すことになる避難行動要支援者名簿に登載を希望されるか、本人同意を確認して個人情報を収集しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

それではですね、この個人情報の収集状況はどうであったのか。今、お話がありましたように、本要支援者名簿対象者は1,722名ということでありましたけども、これについてのですね、回収数と当該名簿の登載数についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

1,722名の方に案内を行った結果、1,530人から回答をいただき、回収率は88.9%でございました。また、回収に当たっては、民生児童委員の方々にも御協力をいただいております。

回収した申請書の内訳でございますが、名簿登載を希望する方が868名、元気であるなど家族等の支援があることを理由に名簿登載を希望されなかった方は662名でございました。

なお、28年6月現在における避難行動要支援者名簿は、937名と昨年度よりもふえております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、人数を報告、答弁していただきましたけども、回答を得られなかった方、それから回答を得たけれども、登載についてはそれぞれ事情があったということで、あるかと思うんですけど、

この要因、登載できなかったところの要因について具体的に説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

名簿登載を希望されなかった方につきましては、さまざまな理由がございますけども、直接住民の方の声としてお聞きしたのが、災害時でも自立で対応できますということ。それからあるいは、家族の方の支援が期待できるとの理由でございました。

次に、未回答の方を含め、地域に御自身の個人情報を開示したくないという方も多くおられることが考えられます。特に精神障害者手帳をお持ちの方につきましては、そのような経緯がございますし、同様に地域で余り交流等を望まない方、こういう方も実際おられますので、このような傾向にあると考えております。

以上が大きな理由でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁をいただきましたが、やはりですね、個人情報の開示についてはそれぞれ、やっぱり問題があるのかなというふうに考えます。そういうことで、住民の方ですね、個人情報に対する誤解や不安を取り除くためには、地域活動に対する住民の理解をより一層深めていくことが肝要かと思えます。

この要支援者名簿ですけども、この管理については、福祉課で行っているというふうに伺っております。先ほど答弁にございましたが、この要支援者名簿については、自治区のほうに一部提供されているというふうにお伺いしましたけれども、その際ですね、個人情報の保護に係る処置はどのように行われたかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

避難行動要支援者名簿に登載されております内容は、支援を希望されている方の避難支援が必要な理由や緊急連絡先が記されているため、取り扱いについて注意を要するものでございます。

このため、自主防災組織または自治区への名簿提供に関しては、取り扱いのルールを定めた協定書を町と締結させていただくこと。加えて、自主防災組織または自治区から避難行動要支援者名簿の管理者及び取扱者の名簿を町へ提出いただき、それらの方々につきましては、町が開催する個人情報の取り扱いに関する研修会に参加していただくことで、個人情報の適正な取り扱いが

図れるようにしています。

なお、これらの事務手順等につきましては、26年12月に開催しました芦屋町個人情報保護審査会へ諮問を行い、妥当性を確認していただいているところでございます。

民生児童委員につきましては、民生委員法第15条において守秘義務が課せられておりますことを定例会で確認させていただいております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁していただきましたので、以上をもってですね、この災害時避難行動要支援者名簿の作成についての質問のほうは終わらせていただきます。

それで、個人情報についてはですね、この自治区等の福祉、介護等にかかわる個人情報についてはですね、当然ながら福祉課のほうでも保有しておりますし、その他民生児童委員の方、なお、福祉団体である社会福祉協会でも活動に必要な個人情報が保管されております。福祉協議会ではですね、先ほどの答弁でもございましたが、「愛の福祉ネットワーク事業」では、要配慮者マップも一部の地域で作成されているということで伺っております。そういうことで、ここでは詳細な個人情報が収集されているのではないかと考えます。しかし、自治区等にかかわる関係団体間の情報の共有、協働・連携についてはですね、残念ながら今のところ十分には行われていないということでありました。関係団体がそれぞれ取り扱う個人情報を共有し、連携・協働を図れば、さらに活動の輪が拡充することは疑わないと思います。

そこで、自治区の福祉活動等にかかわる関係団体間の個人情報の共有のあり方について、どう考えるか、町のほうに見解をお願いします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地域社会における助け合い活動としまして、社会福祉協議会が進める「愛の福祉ネットワーク事業」、あるいは自治区または地縁による見守りを初めとする任意の支援活動などがございます。

これらの活動における民生児童委員との連携に関して、まず愛の福祉ネットワーク事業については、白浜区を初め、民生児童委員が支援者として積極的に運営にかかわっている現状から、よい関係が構築されており、情報連携もほぼ問題ないものと考えております。

地域での見守りなどに関しては、民生児童委員は都度必要性を判断し、地域との情報共有を図っているのが現状でございますので、地域から積極的に民生児童委員へ情報提供していただければ

ばと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、一部の地域、白浜地区については、非常にですね、そういった連携が図られているということですが、あくまでもですね、町全体を通してですね、これについては連携をやっていただくようなことが必要かと思えます。そういうことですね、例としてたくさん連携のやり方については考え方があるのではないかと考えますけれども、一つはですね、理解と連携共同関係をより深めるためにはですね、各学区の民生児童委員の協議会と協議してですね、個人情報の本人同意を収集するときや定期的な声かけ、見守りの訪問の際に一緒に訪問するとか、そういったこと。また、役割分担について検討していただいて、活動していただければと考えます。

それとまたですね、学区の各種団体や自治区等の会議を初め、要配慮者マップづくりなど地域団体が実施する事業に民生委員の方にですね、参加促進を図るなどのですね、対策が取れば、より一層のですね、共有化が図れるのではないかと考えます。そういうことで、やはり地域、自治区における活動については、そういった関係の方の情報の共有がですね、必ず必要になるかと思えますので、そういった連携を模索していただいて、総合連携を図っていただければと考えます。

先ほどの共有についてのですね、協定書を結んで保護に関しての漏えいを防ぐということで、手続が実際に要支援者名簿の中の作成の時期にありましたけれども、この基準についてはですね、一般的に定めているというか取り扱いの中で、留意されている点があると思えますので、そういったことを遵守していただいて、守っていただきたいと思えます。そういうことで、その保護についての取り扱いに対する基準についても明確にする必要があるのではないかと思います。

自治区等ではですね、個人情報の保護の過剰反応や戸惑いが見られておりますけれども、そういうことで、これは京都のですね、北区の「個人情報の取扱いに関する手引き」なんですけど、非常に枚数的にも多くですね、その個人情報の取扱いに関する手引きが作成されております。これ、北区の方なんですけど。そういうことで、町としても条例、法は当然あるんですけど、条例も策定されております。しかしながら、地域での個人情報の取扱いに関してのこういった具体的に不安を感じない、または地域の活動の中でどういった個人情報を取り扱って、適正に取り扱って有用に活用するといった手引きについてはありませんので、これについての考えをお願いいたします。策定についてお願いできないかということで。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

個人情報を担当しています総務課のほうから答えさせていただきたいと思います。

まず、自治区等と個人情報保護法との関係をちょっと説明させていただきます。

現在、今、議員さんが言われていました過剰反応という形の中で、個人情報という名目だけがひとり歩きしているのではないかと思いますので。個人情報保護法は、5,000人を超える個人情報を紙媒体・電子媒体を問わず、データベースとして、その事業活動に利用している者を個人情報取扱者として法の義務を課しているという形になります。この条件を満たさない小規模の事業者や事業活動をしていない個人は、法の義務規定の対象にはなりません。すなわち、自治区等については、5,000人を超えるという組織ではございませんので、この法の義務規定の対象とはなりません。

しかし、この法の義務規定の対象とならない場合でも、法の基本理念、法の3条にあります「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図らなければならない。」という規定は、国民一人一人に向けられたもので、この理念を尊重する必要があると考えます。

この基本理念を尊重することについての具体的な定義はないため、個人情報取扱事業者の義務に準じた取扱いをすることが地域でも望まれるのではないかとこのように思います。

そのため、個人情報の事務の取り扱いに課せられた義務のうち、自治区で配慮が必要な事項についての手引きや事例集などを作成して、自治区に配布することは可能であると思われ、そういうところで過剰反応しているところを少しでも地域の方にも理解していただいて、情報を取る際もそういう個人情報保護に抵触するものではないですよという形を周知していければというふうには思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

答弁がございましたが、これについてはですね、5,000人以上の個人情報を取り扱う事業者のレベルではないというのは当然なんですけども、今言った地域では、そういった現状がございますので、地域の活性化で、今先ほど川上議員が言っていました認知関係もそうですし、子供さんの虐待とか、そういったいろいろなですね、見守りを地域でやっていくということになりますので、あくまでも情報に関しては適正に取り扱いながら、関係する団体間での共有が図られて活動が活性化できればというふうに考えます。

そういうことの中でですね、住民の不安を解消する一つ的手段として、プライバシーポリシー宣言を行うことが考えられます。そういうことで、個人情報の適正な取り扱いに関する機運を醸成することが必要かと思うんですが、こういったプライバシーポリシー宣言をですね、していただければいいんじゃないかと。これについてはレベル的には、町ですべきか、自治区の中でですね、そんなのをつくって、自治区の皆さんにそういったものを宣言していただくことも考えられるんですけど、この点についていかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

まず、そのプライバシーポリシーとは、企業などが収集した個人情報の取り扱いについての指針。収集の目的や、管理方法、用途、免責事項などをまとめて明記したものを目指し、一般にインターネットのウェブサイトなどで企業の運営主体の連絡先とともに公開されているため、基本的に自治区等については、宣言をするというのはなかなか難しいものがあるのかなというふうに考えておりますし、町は町としてきちんとした条例に基づいて個人情報を保護していくというものがありますので、宣言とまではいらぬのではないかとというふうに考えております。

しかし、自治区等でこの情報の収集等に当たるというところで考えた場合、個人情報を目的以外に利用しないことや、どういう目的で利用するのか。取り扱い・管理等について、しっかりと情報提供者に関して、説明や文書等で明記したものを配って理解を図るという形で、情報を収集するときに、その個人との会話なり文書できちんと把握していただければいいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そう言いながらもですね、各自治区、町全体を見渡したときにですね、やはり自治区たくさん、30区ですかね、ありますけれども、やはりその各自治区のレベル差というか、そういうところでレベル差があって、温度差があるんじゃないかと私は思うんですね。そういう意味で、何かの形でですね、皆さんがこの情報取り扱いに関して正しい認識のもとに不安を感じないような策を何か講じないといけないんじゃないか。そういう意味からして、今までの意識啓発だけでは不十分と考えるわけですよ。そういうことで、町にとっての責務としては、この保護法がありまして、条例も定めたと。それで十分かと言いますと、町の責務としては、この個人情報を取り扱う意識啓発についての責務があります。今後そういうことで、じゃあどのように取り組んでいく

かということが重要になりますので、今度の取り組みについての見解をお願いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

意識啓発の取り組みにつきましては、個人情報の保護の理念や、個人情報の適正な取り扱いなどについて、広報紙やホームページに掲載し、住民の啓発を図っていきたいと考えておりますし、自治区等からの要望等ございましたら、出向いて行って、基本的な取り扱いのお話等もできるのではないという形の中で、啓発については町村の責務という形もありますので、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そういうことですが、町としてですね、今、課長の答弁がありましたように、町の支援のもとですね、個人情報を有効に活用できる体制づくりは極めて重要かと考えますので、今後ともですね、町として各自治区のほうへのそういった支援、全体を通してのですね、個人情報の取り扱いに関しての意識啓発を図っていただければというふうに考えます。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩いたします。なお、午後からは13時15分から再開いたします。

午前11時51分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長 小田 武人君

再開します。

次に、4番、内海議員の一般質問を許します。内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

4番、内海です。通告書によりまして、一般質問を行います。

まず件名、介護保険についてでございます。要旨1点目、福岡県高齢者保健福祉計画第6次に

において、芦屋町に80床の施設整備が付与されました。24年度は公募が不調に終わり、25年度は不採択となり、また、25年第4回定例会では特別養護老人ホーム設置に関する意見書を採択するなど、いろいろな過程を踏まえた中で、27年11月に山鹿大君にソレイユ芦屋が開設いたしました。

第6次の平成24年度福岡県施設整備計画申請時には、100名程度の入所待機者がいると伺っております。現在、まつかぜ荘、ソレイユ芦屋も現時点で満床と聞いておりますが、待機者の状況について、まず最初にお尋ねします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

特養への入所を希望されている待機者数につきましては、8月下旬に確認させていただきました。まず、ソレイユ芦屋につきましては、定員が80人のうち79人が入所され、9月上旬には満床になる見込みとのことであり、現時点では27名の方が待機者として登録されておられます。

まつかぜ荘につきましては、福岡県介護保険広域連合が保険者でなければ入所できない地域密着型特養20床については満床で10名の待機者、保険者がどこの市町村であろうとも入所が可能な広域型特養50床についても満床で、45名の待機者がおられます。うち数名が、双方の特養に申し込みをされておりますので、待機者としては重複しております。

なお、この数字は特例入所の対象となる要介護1、2の方も含まれておられます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

例えば、ソレイユのほうで27名、まつかぜ荘のほうで合わせて55名、合計いたしますと82名の方が重複の件もございますけれども、待機されているということでございますが、この中で、この82名の数字の把握につきまして、これは芦屋町で把握しているものなのか、またはまつかぜ荘とソレイユの施設からの聞き取りによるものなのか、どちらでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この数字につきましては、議員、申されました後者のほうでございまして、それぞれ聞き取りによって把握しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

そうしますと、特別養護老人ホームは町外者であろうと入所が可能ということであれば、芦屋の方が郡内どこかの施設にも申し込まれている可能性もあるわけですね。そうしたら、今の82名の方の待機者という数字が若干ふえるのではないかと思います、その点はどうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この82名と言われる方は、ひょっとしたら、ひょっとしたらというのはおかしいんですけども、ソレイユに申し込まれている方もおられます。まつかぜ荘の地域密着型、広域型、両方申し込まれている方もおられますので、例えば1人とすれば、3カ所申し込むことも可能でございます。広域連合の制度としましてですね。それともう1つは芦屋町の特養には申し込まないで、例えば息子さんが町外におられる場合は、息子さんがおられるところの近くの特養に申し込んでおられるということで、実態としてはその82名の数が、これよりも少ないとか、多いとか言える状況では、ちょっと私どものほうではその数字は把握できないというのが現実でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

それでは今、まつかぜ荘とソレイユのほうからの聞き取りで82名という数字を御回答いただきましたけども、町外者の方も当然おられると思いますが、この中で芦屋町の在住の方につきましては、何名ほどおられますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ソレイユのほうにつきましては、数というのは正確にちょっと教えていただけなかったんですけども、多くは町外の方ですということだけは聞いております。

まつかぜ荘につきましては、地域密着型特養につきましては10人のうち6人が芦屋の方、それから、広域型特養につきましては45人のうち30人が芦屋の方ということで聞いております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

今、ソレイユのほうはちょっとわからないということですが、まつかぜ荘だけでも36名の方が町内の方で待機されているというような状況でございます。

芦屋町の65歳以上の高齢化率を見ますと、26年3月末で27.2%、27年3月末では28.3%、ことし28年3月末では29.5%と年々増加傾向にあります。また、第6期の芦屋町高齢者福祉計画による団塊の世代が75才を迎える平成37年には32.4%と予測されております。これは、芦屋町の人口の3人に1人が65歳以上を迎えるということになります。そうなりますと、ますますこの特別養護老人ホーム等の需要も高まってくると思われそうですが、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まずは今後の取り組みっていうときに、ちょっと幅が広うございますので、まず、施設型についてお話をさせていただきたいと思えます。

施設型、この特養を含めまして、グループホームですね、こういった介護保険を使って施設型の入所施設をつくる場合には、総量規制というものがございまして、福岡県のほうで数字を、市町村ごとに必要数を算出いたしまして、その数字が出ないと設置というのが認められませんので、これは3年ごとのいわゆる高齢者福祉計画、福岡県が策定してまいりますけども、このときに数字があわせて出ますもので、この状況を見て施設整備に関しては、検討していくと。その数字の根拠となるものなんですけども、先ほどの待機者との関連もございまして、福岡県は高齢者福祉計画をつくるときは、県全域におきまして、いわゆる重複申し込み、こういった方はダブルカウントを少し除いた中で前回100名程度おられますということで、第6期高齢者福祉計画の中で特養80床を位置づけ、整備したということなんですけども、今後の施設整備に関しましては、そういう県のほうでですね、数字が出まして、それからじゃないとちょっと具体的な必要数、整備のあり方というのが検討できないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

最終的には待機者の人数等の把握は必要だということでございますし、また県との調整も当然出てこうかと思っております。どれにしても高齢化が進む中で、高齢者の方々がやっぱり安心して

ていろいろな形で生活できる体制づくりは必ず必要だと思っておりますので、十分遅れがないように対処していただきたいと思っております。

また、介護保険法の改正によりまして、27年4月より特別養護老人ホームの入所基準が要介護1以上から原則として要介護3以上に変更されております。要介護1、2の方の入所が大変難しくなっておりますが、入所できていない要介護者の御家族の負担は、現在どのような問題点があるかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

要介護1、2に関しましては、特養の入所が基本的にはできないということになっておりますので、その方はどこに向うかと申しますと、やっぱり在宅というお話になりますので、このいわゆる在宅介護の充実、これに関して今後課題と対策を取っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

当然、在宅ということになりますと、家庭での負担が大分ふえてくると思います。そういうような中で、今後取り組むべきものが要旨3点目のほうでちょっとうたっておりますので、後ほどまた再度質問させていただきます。

それでは続きまして、要旨2点目でございます。

特養の入所費用は、一般的に個室で13万円から15万円、多床室で8万円から13万円くらいと聞いております。国民年金は満額で78万円、月額で6万5,000円になります。今、申しました一般的な多床室の入所費用8万円から15万に照らし合わせても入所ができる収入ではありません。このことは多くの町民の方々が不安に感じておられます。

そこで低所得者の入所ができるのか。また、できるとすれば入所に対する補助金はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

特養に入所する場合がございますが、所得の状況によりまして、かかった介護サービス費用の1割または2割の自己負担に加え、食費、居住費が必要になります。また、別に日用品等購入に

係る日常生活費を加えたものが利用者負担額となります。

町内にあります特養の主な居室は、数人で一部屋を利用する多床室と個室で構成されているユニット型の2種類あり、居住費はユニット型が高くなっています。

具体的な入所費用を試算して説明したいと思います。設定条件として、年齢が70歳以上で単身、市町村民税が非課税で国民年金の老齢基礎年金受給者であって、介護度は5、居住費が多床室よりも高いユニット型に入所するというふうに仮定します。老齢基礎年金を満額受け取っておられる方の1年間の年金額は約78万円、月額にすると約6万5,000円でございます。この場合は、介護サービスの利用者負担段階では、第2段階に該当することになります。

まず、要介護5の方の平均的な介護サービス月額1割の利用者負担分が約2万9,600円、次に居住費及び食費については、利用者負担段階により1日当たりの入所者の負担限度額が決まっており、第2段階の場合は、居住費は1,970円のところが820円、食費は1,380円のところが390円ですので、30日分の居住費及び食費の月額は3万6,300円となります。

これらを合計すると6万5,900円となりますが、介護サービス費用については利用者負担額の月額の限度額が決められており、当該者の場合は限度額が1万5,000円ですので、保険者である福岡県介護保険広域連合に申請することにより2万9,600円との差額1万4,600円が支給され、支払い額は5万1,300円となります。日常生活用品等の購入に係る日常生活費は、別に必要になります。

また、医療もあわせて使用した場合、医療費と介護費用を合算した場合の利用者の年間の負担限度額が決まっており、保険者に申請することにより支払った差額が後から支給されます。この方の場合、合算した年間の負担限度額が19万円ですので、月額にすると約1万5,800円となります。したがって、特養に入所して介護も医療も利用した場合、居住費及び食費の合計額3万6,300円との合計5万2,100円が必要になります。同様に、必要に応じて日常生活費が別途必要になります。なお、配偶者が住民税課税者である場合、単身で1,000万円以上、夫婦で2,000万円以上の場合も含むんですけど、預貯金がある場合は、食費と居住費の補助はございません。

このようなことから、特別養護老人ホームについては、低所得者の方であっても入所は可能でございます。介護保険では、低所得者の方に対して居住費や食費について1日当たりの負担限度額の設定、介護サービス費についても月額の利用者負担限度額が設定され、それぞれ補助がなされている仕組みになっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

今、単身の国民年金受給者という設定の中で、事例を示され、総額で介護と医療を含めても5万2,100円という数字が出ております。6万5,000円の受給者であっても特養に入所できるという御回答のようでございますので、住民の方々、大変安心するかと思っております。

先ほど、減額といたしますか、補助制度があるということでございますけども、この補助制度の使い方といたしますか、入所の段階で個人的に本人がどこか連合会に申し込むものなのか、その辺の手続的なものが、もしわかれば、教えていただきたいと思っております。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、食費と居住費ですね、これにつきましては施設を通して申請すれば、入所していただければ、すぐ申請をしていただくということになります。入ったその当該月から申請していただかないとですね、過ぎたものについては、減免がききませんので、そこだけちょっと御注意点ということとしていただければ。これは一般的にはケアマネージャーとかと確認をすれば漏れはないかなというふうに思っています。

それから、月額の内訳の介護給付費を1万5,000円がこちらの場合は限度額ですよと言ったんですけど、これは月が終わってみないとどれだけ給付されたというのがわかりませんので、それは月が終わった翌以降ですね、介護保険の広域連合からはがきなり、封筒なりで勧奨が来まして、高額なサービス限度額を適応されますのでということで、申請をしてくださいということで御案内が来ますので、これについても基本的には漏れがないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

ただいまの御説明の中で、先ほど申し上げましたように、低所得者の方も入所が可能ということでございますので、大変嬉しく思っております。

それでは続きまして、要旨3点目のほうに移らせていただきます。

介護保険法の改正により、要支援者1、2に対するデイサービス（通所介護）とホームヘルプサービス（訪問介護）を介護保険給付の対象から切り離し、30年4月までに市町村の総合事（介護予防・日常生活支援事業）に移行することになっていましたが、郡内4町は28年4月より同時に総合事業を行っていると聞いています。この移行に伴って利用者へのサービス低下等の問題は発生していないのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

要支援の認定を持たれている方につきましては、28年度から介護保険の認定の切りかえに際し、訪問看護等従来の介護予防給付を必要とするか、あるいは総合事業の現行相当のサービス利用や緩和された基準のサービスとしての利用をするのかをケアマネージャーが本人や家族等の意向を確認した上で、更新等の手続を進めております。

また、福祉課の窓口に来られ、新しく何らかの介護サービスの利用を希望される方につきましては、本人等から聞き取りまたはチェックリストに基づき要介護認定申請を行って、介護や予防給付を行うことが適切か、総合事業の対象者としてサービスを提供するか対応しております。

サービス低下に対する問題はないかということでございますが、ケアマネージャー及び福祉課窓口での対応においては、介護保険制度の自立支援という趣旨のもと、本人や家族等が希望するサービスについて確認させていただいておりますので、これまでのところ苦情等はございません。

それでは4月から7月までの総合事業に関する実績を御説明申し上げます。

まず、福祉課の窓口に来られた方で、新しく総合事業のサービスの利用を始められた方は2名で、双方とも通所介護において緩和した基準のサービスを御利用されています。

次に、既に要支援の認定をお持ちの方については、6月の更新時期から随時振り分けをさせていただき、7月までに更新期限の到来した約80名の状況は、要支援の認定更新をせずに総合事業を利用している方は3名、認定更新をした上で総合事業を利用している方は31名でございます。したがって、残り49名の方が訪問看護、通所リハビリ、福祉用具の貸与等を利用するため、従来の介護保険制度で対応する予防給付を受けております。

なお、要支援の認定を受けて何らかのサービスを利用されている方は約230人おられますので、来年の5月までに残りの方について、総合事業への振り分けを行っていくこととなります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

今のお答えの中では、要支援の方々が市町村に移行してもスムーズにしているという状況でございますが、ただ一つになりますのは、今回のこの改正の中でサービス料と言いますか、この分が業者、要するに介護事業者ですね、事業者のほうの部分についても若干減額と言いますか、その辺があるんじゃないかというお話を聞いていますけども。要するにサービスの中身が、要するに受ける方はいいかもわからんけども、要するに今度はサービスを提供する事業者のほうが若

干のそのサービス低下を行って、今までどおり提供するというような話も若干聞いてはいますが、その辺の取り組みについてはいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいま取り組みと申しましたけど、いわゆるサービスの質が低下したということにつきましてはですね、私どものほうにそういったお話は届いておりません。それと、サービスを提供する介護事業者ですね、これにつきましては、芦屋町の介護事業者連絡協議会というのがございまして、これを定期的で開催してございまして、研修、そういったものを通じてですね、いわゆる介護の質、地域福祉の質を上げようということで、地域包括支援センターが音頭を取ってですね、住民の皆さんに迷惑を及ぼさないようにということで、そういう取り組みは行っておりますけども、最初申し上げましたように、サービスの質の低下があったとかというような報告はないので、それに対する対応というのは特段行っていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

これはよく世間で言われていますけども、要するに、当然、国の方向は給付費の引き下げが主な用途でございます。そうしますと、当然、市町村に移行した場合に、市町村もやはり財政的なものが厳しい中で今までどおりのサービスができるかという懸念もございまして、今お答えの中では、芦屋町においてはそういうようなサービス低下は行われていないと。要介護1、2の、要支援1、2の方についてもスムーズに移行しているし、またサービスの内容についても従来の保険給付の対象になっていた部分と変わらないということでございまして、安心しております。

そこで、介護保険法の改正による市町村への移行のポイントですけども、先ほど申し上げましたように、予防給付の見直しと生活サービスの充実ということが上げられております。予防給付の見直しとしては介護事業者への報酬の引き下げ。お尋ねしてはございますけど、これは該当しないということでございまして、これが上げられております。それから、生活サービスの充実につきましては、介護事業所による既存のサービスに加えてNPO、民間企業、ボランティアなどを活用した高齢者支援を進めるという内容になっております。

私は25年の第4回の定例会で、このように市町村に移行された場合に「ボランティアが育ちにくい環境の中で、ボランティアの育成はどのようにしていくのか。」という御質問をさせていただきました。そのときの答弁が「国のガイドラインが示される見込みであり、検討資料にはボラ

ンティアのコーディネーターを配置した上で、ボランティアの発掘や養成、組織化を図る案が示されている。」という御回答がありました。今後、高齢者の支援を進める上では、当然このボランティアという捉え方、大変重要になってこようかと思えますけど、現時点でボランティアの育成はどのように取り組まれているのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいまのボランティアの育成というところにポイントを当てる、もうちょっと全体的な、まずお話をさせていただきたいと思うんですけども。いわゆる総合事業というのは、議員さんが御指摘ございましたように30年4月までにやらないといけないということで、遠賀郡4町につきましては、緩和された基準のサービスということで、本年4月から取り組んでおりますので、その点については国の縛りというのはクリアされております。今後は地域包括ケアシステムの構築を踏まえて、訪問介護及び通所介護においては、総合事業の構成に提示されています住民主体の支援、いわゆる議員さん言われたサービスBですね。ここをつくっていきなさいというのが、言っておりますので、その他のサービスに取り組んでいく必要があるわけでございます。この住民主体の支援の仕組みづくりに向けては、本町では27年度から社会福祉協議会に包括的支援委託を行って、生活支援コーディネーターをまず置いたということです。そして、町とともに検討を進めながら、町の附属機関でございます芦屋町地域福祉推進委員会で検討を進めてきたというのが一つの経過です。

その結果、今、一定の方向性としては、一つは、地域における関係づくりを促進し、任意ではございますけれども、地縁等による助け合い活動を進めること。二つ目は、掃除や洗濯を初めとした生活分野の支援サービスについて、例えば会員制等によって、有償でサービスを提供する方向性というのは出しております。

今後ですね、これらの事業は、先進地の調査、検討チーム等で議論して、関係機関や関係団体等と調整した上で、そのボランティアをつくるために、今後、住民の理解を得るため、ワークショップ等を開催していくというのが今後の考えているところです。したがって、個々具体的にボランティアをこういうふう育てていくという、具体的な計画は現段階では策定しておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

今の御答弁の中で、社会福祉協議会等々の協議を進めながらやっていくということでございますけれども、やはり一番動いていただく方々が重要になろうかと思っています。計画をただけで、動かない状況では何なりませんので、その辺は協議を進めた中で十分に煮詰めていただき、できるだけ動ける方々の採用と言いますか、要請を募っていただければと思っております。特にいろいろ問題になってはいますが、地域で見守るということになれば、当然、自治区の加入の促進も影響してくるかと思っておりますので、その辺もあわせてお願いいたします。

要支援から要介護の重症化、重度化を防ぐ中でも、このサービス内容の充実とか見回り等が大変必要かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、1点だけちょっと御紹介させていただきます。

毎年4割の要支援認定者が介護保険を卒業するなど全国的な実績を上げている埼玉県和光市というのがございます。これは全国的にも知られておりまして、国のほうからも視察に来ているような状況でございます。芦屋町は要介護認定率、現在で19.9%、和光市は10.2%、全国平均は17.4%で、全国平均を大きく下回っております。

和光市の取り組みの特徴といたしましては、要するに要介護になる前の介護予防に力を入れることだそうです。従来は要介護・要支援の状態になった場合に、その方々にどのように手厚いサービスをするかということを念頭に置いていましたけれども、そうじゃなくて、要介護、要支援になる前の前段の中で、いろいろな取り組み、ケアを重視することになっております。取り組みの3点ほど事例を紹介させていただきます。

まず取り組みの主な1点目といたしましては、住民に対して介護保険の理念を理解してもらうために、地道な取り組みを行ってきたこと。粘り強く情報発信や個別の説明をしていくこと。保険者、介護サービス事業者、住民の3者での意義共有を図ったことだそうです。

2点目はルーレットやトランプが楽しめるアミューズメントカジノ、それから先ほど、前半の御質問で川上議員がちょっと言われました「オレンジカフェ」、こういうような喫茶サロンなどを開設して、要するにこういうふうなサービスをしますよという、サービスに足を運ばないけれども気楽に、要するに自分で楽しめるような体制での呼び込みをしていると。これが大変成功しているということでございます。

それから3点目は、介護保険を卒業しても不安がないように、地域支援事業を介護保険卒業者の受け皿にするなど、多種多様な卒業先を用意し、高齢者に卒業してもまた居場所があるという安心感を与え、総合的で切れ目ないサービスを提供していることが上げられるそうでございます。

介護給付費が下がれば、町の負担も少なくなります。介護保険料も安くなります。本町でも基本チェックリストをやって要支援者等の把握をしたり、または健康教室、サロン事業など取り組まれておりますけれども、高齢者の方々が安心・安全で生活が送れるような、そういう芦屋町を

目指して頑張っていたきたいと思っております。ちょっと事例までを御紹介させていただきます。

最後になりますけども、芦屋町のこの「あしやで暮らす 芦屋町定住支援ガイドブック」、このガイドブックを見ますと、中身はどちらかと言いますと、子供たちの事業というかな、補助事業が大変多い。通学費補助、新婚、出産、子育て。そういうような事業名がよく載っております。高齢者に対する補助が見受けられません。高齢者はどちらかという、節目の敬老祝い金、敬老会、それから巡回バス、それから老人憩の家などをやっていますけども、特段その補助金的なものがないような状況でございます。国は毎年5.6%伸びる介護事業費を3~4%に抑えようとしています。そうしますと、当然、財源不足は生じ、利用者の負担増につながるものが考えられます。ここで町長にお尋ねしますが、この定住策の一貫として、介護給付の自己負担分の軽減なり、助成をする検討をしていたければと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

これは、議員も御存知のように、消費税の関係ですね、年金、介護、2%、8%、10%にして、2%を介護と年金に充てるとい、これ国の施策。4党とも合意しておるわけですので、当然、これを財源にしてですね、今、消費税8%のままで、今、内海議員が言われたような高齢者がどんどんふえてくるということで、財源に充てようということですので。今、町単独でその部分にメスを入れるということはいかなるものかなというふうに私は考えておりますし、国の動向を見据えてですね、これは非常に大きな問題でございますので、国の施策に大いに左右されてくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

確かに芦屋町単独でというのはなかなか難しいし、近隣の状況を見ながらということになるろうかと思っておりますけども、どちらにしても介護に関する費用は大変高くなっております。

私も昨年65歳を迎えまして、今までは保険料で払っていたものが、介護保険料ということでびっくりするくらい高くなっております。当然、これに介護のまたサービス等が入ってくれば高額になるろうかと思っておりますので、少しでも住民の方々が安心して生活できるような体制づくりが必要だと思っておりますし、町のほうで何か手だてができれば、考えていただければと思ってお

ります。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 小田 武人君

以上で、内海議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に11番、横尾議員の一般質問を許します。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

11番、横尾です。先ほど喫煙室でね、もう眠たい時間でしょうから、取りやめようかなと言いましたところ、後ろの貝掛委員長から「質問席でそういう発言はしてはいけない。」と、「やりなさい。」ということですので、少し一般質問をさせていただきます。

通告書どおりに中学校、小学校で生徒指導上の問題についてということですので。

まず、要旨1番、いじめ問題で生徒・児童が登校していない。そういうようだが、事実関係はどうなのか。そして、ここに通告書に載せてないですけど、登校拒否している生徒がおるなら、何名いるのかお願いします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

ただいまの御質問ですが、まず、芦屋東小学校で同級生によるLINE、スマートフォンやタブレットで使用するアプリケーション、Eメールのようなものですが、そちらへの暴言書き込みが原因で、6月末から児童1名が登校できなくなり、現在もまだ登校できていない事実がございます。

そして、2点目の現在、町全体で不登校児童・生徒の人数はという御質問についてですが、まず、不登校という定義につきましては、年間30日以上欠席となっております。これを受けまして、平成27年度の不登校者は、中学校で19名、3小学校全体で5名でした。なお、中学校19名のうち5名と、小学校5名全員は、現在は登校できるようになっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

毎日、学校に行くでしょ。サラリーマンじゃないけど、5分か10分くらいおったら帰る。そういう生徒もおるはずなんよ。そういう生徒は休校になっとるのか、なっていないのか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

御指摘のように、登校はしても5分、10分、短時間で帰宅する生徒もおります。この生徒・児童に関しましては、出席という扱いになっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

そういう生徒、さっきの数字はその中、その生徒は入っていないわけ。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほどの数字の中には含まれておりません。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

そういう少し学校に行ってすぐ帰る、それを入れると何名ぐらい。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今、御指摘されたような傾向にある児童・生徒ですが、現在、中学校で12名、3小学校全体で2名おります。今、申し上げた傾向にある生徒・児童数は今現在の数ですが、仮に昨年度、平成27年度の実績とあわせますと中学校で31名、3小学校全体で7名という勘定となります。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

ではね、まずは、私がこの問題を取り上げたのは、小学校の、東小学校の1名の生徒が、登校していない。その問題はどういうことで登校していないのか。問題があるならその解決策とか、いろいろなことは、学校、それから教育委員会、どうされているのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

ただいまの東小学校のケースで申し上げますと、今回の事実を把握してから、保護者と学校側、校長や担任教諭等で連絡を取り合い、状況把握をしながら、問題解決を図るべく努めてまいりました。また、暴言書き込みをした児童の保護者が謝罪に行くなどもしております。加えて、PTA会長が児童の自宅を訪問し、長時間にわたり話をし、児童本人からも「学校に行きたい」との意思も確認しております。そして、学校・教育委員会に加え、スクールカウンセラーや、北九州教育事務所のスーパーバイザーである臨床心理士をメンバーとした、ケース会議を2回開催しております。また、教育委員会からも、定期的に保護者へ連絡をしております。

このように、原因の把握をし、原因を解消し、児童や保護者の心をケアすることにより、早期解決と言いますか、できるだけ早く児童が登校できるようになるよう、関係者一同で努めております。

なお、今回のケースはスマートフォンやタブレットを使用したLINE書き込みが原因となっております。芦屋町では、8年前に脱ケータイ宣言をしておりますが、社会情勢の変化により、小学生でも携帯・スマホの所持率が半数を超えている現状があります。このため、7月に行われました芦屋町4校PTA連絡協議会の陳情の折にも、4校のPTA会長や役員たちに、できる限り携帯・スマホを所持させないでほしい旨を、改めてお願いしております。また、やむを得ず、子供に携帯・スマホを所持させる場合には、使用ルールを定めて遵守させるよう、保護者への周知徹底をお願いしております。そして、これを受け、3小学校におきましては、携帯・スマホを子供にやむを得ず所持させる場合の使用ルールを作成し、保護者へ周知徹底するように、学校とPTAで使用ルール作成に取り組んでおります。なお、中学校では昨年度に生徒会がみずからルールを定め、高い実効性が出ているとの報告を受けております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

説明はよくわかります。先ほどからLINEとかスマホとか、それから10年ほど前に、教育長、鳴り物入りの携帯電話を持たない。この成果はどうだったのか。それから、今その携帯電話どころじゃないでしょ。LINEで暴言を吐く。私はアナログ人間だからね、インターネットもLINEとかアプリとかタブレットとかいうことは、よくわかりません。それで聞いてみると、LINEなんていうのは余りひどいLINEは刑事問題になる。折尾署の刑事が多分、東小学校に行っているはずですよ。今はわからん、誰が流したかわからんじゃなくて、すぐわかるんですよ

ね。誰が誰に流した。そういうことですので、教育長、ちょっとお尋ねしますけどね、携帯電話、今でも使わんようにしとるわけですか。それから、LINEとかタブレットとかいうのはどんどんやっていいと、やっとなるわけ。それ、お尋ねします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

脱ケータイ宣言を本当にやらせていただきまして、そのときに、もう既に出ました。「この情報化時代になぜ携帯をとめるのか。」と。教育委員会「いや、できるだけ持たないでください。」と。当時ですね、固定電話はだんだんなくなっていったりしました。それで、保護者が言うには、緊急連絡が非常に必要だという話で、ぜひ持たせるという意見がありましたけど、あわせて子供たちもこれはコミュニケーションツールだということ。そういうことで、教育委員会としてはどうしても持たないといけないのは、いたし方ない。絶対とは言いませんでした。けども、その際にルールをしっかりと決めてくれと。家庭で決めてくださいという形でやってきました。じゃあ小中学校でどうなんだと、所持率でございますけど、その当時はですね、若干、全国より低かったんですが、だんだんとふえてきていまして、今は全国平均並みの所持率でございます。ただそれでも、脱ケータイということをやっていたから、その当時はまだLINEとかなかったんですけど、携帯の書き込み等で問題が発生したということは、大きな問題として出てきませんでした。主に中学校あたりでは、生徒指導上の問題で子供たち同士、また保護者を挟んでその事実確認をしたりして、お互いに解決していったと、そういうことで、このような今回出ているようなことは今まで起こっていないというふうに思っています。これは、芦屋町が脱ケータイ宣言をした一つの成果だろうというふうに思っていました。

しかし、最近では、おっしゃるように、スマホ出てきてLINEとか新しく出てきました。これについて、スマホやら持っていていいという話ではありません。できるだけ持たないでくれということは、スタンス変えておりません。しかし、実態として子供たちは持っているというより、保護者が買ってやっているんです。子供が買うわけじゃないんでしょうけど。このあたりをどうするかと非常に苦慮しています。

もう一つ困ったことは、このLINEとかいうのは子供たちレベルでやってしまっているものですから、保護者が気がつかない。何がどうい連絡を取り合っているかというのに気がついていない。そういうふうなことで、先ほど課長が申しましたように、この間も4校のPTAの会長さんで、できるだけ持たないでくれということで、持たせないでくれ、持った場合はルールをしっかりと守らせてくれと言いましたが、改めてもう一度4校のPTA、そして、学校等と相談しながら、脱ケータイ、プラス、スマホについてですね、持たせないでくれと徹底させたい。しかし、

それは持っている者もおりますから、あとはその際は使いようをしっかりとせよ。あわせていろいろなことは家庭で責任を持って、持たせるなら家庭で責任を持ってください。そういうようなことは、少しやらんといかんというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

何ですか、先ほど課長は、解決策は学校もPTAも。PTAの会長にね、親同士の話もありますしね、子供同士の話もありますからね。私がちょっと、いろいろ親とありますので、どうも親も意固地になったところがあるような気がしたので、PTAの会長にお願いして、「おいお前、ちょっとお母さんと話して、子供が学校に行けるようにせんか。」という話をして、お願いもしました経緯があります。それから、学校にも出向いて、校長先生と生徒指導員、どうもね、教育長も含めて、何か人ごとみたいな話なんよね。我々、話をすると。「とにかく学校に出てきてください。」

「出てきてくれるようにお願いしてください。」そういうことで、その今言う解決策にはなっていないんじゃないか。どうなんですかね。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

なかなか難しい問題というふうに思っています。何よりもですね、やっぱり保護者と子供たちとの理解と申しませうか。今の話ではPTAの会長さんもいろいろ御支援してもらったし、議員さんもいろいろしていただいたと私は承知しておりますけども。お母さんがなかなか会ってくれないようなんですね。僕はやっぱりお母さんもお困りだろうと思っていますので、学校だけでなく、関係機関との連携を取りながらですね、やはり、専門家の意見を聞きながら、どうすることが一番いいのかということをやっいてこうと思っていますけど、そこはなかなかほげていないところ、非常に私たちも苦慮しているところでございます。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

教育長ね、さっき内海議員は芦屋の何か、これ、私と同じものでしょう。この中にね、ものすごくいい冊子なんよね。お金をかけて。学校、子供たちのことをいろいろ書いてある。ものすごくいいこと書いとる。デメリットは一つも書いてない。そういう暗闇のね、暗闇といったら何か、こう必殺仕事人みたいなことの時代になってくるやろうけど。いいことばかり、ここでも8月

1日号にも、これは広報です。書いてある。そういういじめとか、その学校でいろいろなことが、問題があったことはどうやって解決しておりますよなんてことはないでしょ、この中には。あるのはみんなわかるとるんですよ。昔から、この石川五右衛門じゃないけど。浜の真砂と盗人は尽きない。これはもう昔からいじめはあるわけです。それを、綿々と何十年もほったらかして、最近は特にひどくなって、だからそういうところの、どうも私には解決していくような気構えが見えない。ということでね、一般質問に出しているんですけど。学校と教育委員会、教育長の考えもあるでしょう。どうなんですかね、こういう問題は何かいい策は考えて、芦屋から「芦屋の子は 芦屋で育てる」いつもそう言っております。芦屋の子を御飯を食べさせて大きくするのが育てるということじゃないでしょ。「芦屋の子は 芦屋で育てる」そういう意味じゃないでしょ。だから、抜本的な解決策を考える気はあるのか、ないのか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

いじめ問題はですね、これは議員おっしゃるように、やっぱりなくなると。基本的に。それはやっぱりみんな確認しておるし、いつ、どこで起こるか分からない。いつでも起こるだろうという前提で子供たちに接していこうと。ですから、いかに早くアンテナを高くと言いましょかね、どうやって情報を取るか、そこが一番大事なことだろうと思います。しかし、子供たちはいじめられているということをなかなか発信しない。特に今回みたいな問題は非常にわからないわけでございまして、これをどう早く見つけるかという。いじめ問題で、いじめられていますよといって一番、家庭から一番に見つける。それで学校の先生がわかる。友達からの話があるとかいうことなんです。

今、芦屋で取り組んでいるのは、毎月1回アンケート調査をしたりですね、それから中学校も同じようにやっていますけども。そこらの取り方、それともう1つは先生方、特に小学校の先生は、毎日朝から晩まで子供と一緒にいるわけですから、その中で気がつかないといけない。いけないという言い方はおかしいですが、気がつくべきだろうと思います。それでもなかなかわかりにくい。子供たちはわからないように、むしろ意地悪をしたり、いじめとか、いじったりするようでございますから。これは非常に見つけるのは難しいと思いますけども、全力を上げて、早くアンテナを高く。

そしてもう一つはですね、「Qu」という、今、学級を明るくするというアンケートをとっているんですが、これも今、全部の小中学校でやっています。その中で子供たちがどういう学級の中にどういう位置づけにおるか、こういうこともわかるアンケートを取っていました。そういうことを含めて子供の学級による位置、子供がどういう立場にあるかということ先生も承知しよ

うとしております。

そういう形で、とにかく、いつでもどこでも起こるという前提のもとに、アンテナを高くしてしっかり見ていこうということしか、今のところ学校としては手の打ちようがないと思っております。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

学校としては手の打ちようがない。世の中にできないことはないんじゃないですか。手の打ちようがなかったら、どうするんですか。子供たちを見捨て、そのままですか。何もしない。そうでしょ。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

手の打ちようが。そういう全力を尽くしておるということです。それでもなおかつ起こる。だから起こった以上、早く解決に全力を上げるということで、御理解いただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

じゃあ、とりあえずそういう話をいつまでもしてもだめやから、ちょっと要旨3番目のそういう問題が発生したとき、認知するですね、そういうのがあった、いろいろな問題があった。そういうときのマニュアルというか、どうするかということは、それはね、ここにあるんですよ。児童・生徒指導上の問題行動、事件・事故の対応について。これは、それこそ、これも私の関係上、昨年の5月に発生した事件があった。前課長の岡本課長さんが当時の課長さんでしたが、そういうちゃんとしたマニュアルをつくれと、つくってくれということで。なぜそう言ったか。事件があった。事が発生したけど、校長先生は知らない。誰にも報告がない。私が聞いたのは3日後ぐらい。それから課長さんに電話すると、課長さんも知らない。当然、教育長も知らんやった。学校は何かあっても隠そう、隠そうとするわけ。そういう風潮があるからね、私は大体、学校の先生は嫌いだからね、特にそう思う。それで、町長ともお話ししながらどうなっとるんかということで、このマニュアルというかね、できた。このとおりなんですか。マニュアルどおり。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今、横尾議員が御指摘の児童・生徒の指導上の問題行動、事件・事故の対応についてマニュアル、昨年策定しております。こちらがいじめ以外の部分で、問題行動でつくっているマニュアルでございます。それ以外に芦屋町教育委員会では、平成26年7月、おととしに「芦屋町いじめ防止基本方針」を策定しております。今回の場合であれば、いじめとも取れますので、芦屋町いじめ防止基本方針にある、いじめへの項目の対処という項目の一部を、抜粋して読み上げさせていただきます。

ア. 小中学校は、いじめに係る通報を受けた場合において、児童等がいじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。

1. いじめを受けた児童等に対する指導並びにその保護者に対する情報提供及び支援。
2. いじめを行った児童等に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言。
3. 全体（学級、部活動、遊び仲間等）の問題として、児童等への指導。

今回の東小学校のケースに対する学校側の対応としましては、十分これに該当する対応であったと認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

課長さんがそう言うんだから、対応があったんでしょう。でも問題は解決しとらんよ。何も。6月か7月の初めやったかな。それから全然解決していない。それはそれで、そういうふうに行部としてはね、そういうふうにしていかないけんのでしょうか。

次のね、私が一番気になる4番目の先生に問題があるんじゃないかと思いますが。現場から外れた教育長と課長はどう思いますか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

先生に問題があるんじゃないかという質問ですが、一般論で申しますとですね、人物の評価というのは大変難しい。それは評価基準がいろいろ、その人によって違うからだというふうに思いますが。教員の場合はなかなかそういうわけいきません。我々は教員を育てる場合に、どういう観点で育てるか。

1つは実践的指導力をつけてもらいたい。2つ目は教師としての使命感をしっかり持っているかどうか。3つ目は教師である前に、一般的に社会人ですと。その3つをまず育てようという

形でやっています。教員の場合は1年に1回人事評価というのがございまして、年度末に校長が人事評価を行います。これは、人事評価の観点は学習指導と生徒指導とその他という3つのカテゴリーでそれぞれ評価をしていって、これは県のほうに提出するわけでございますけど。それとあわせて私は、できる限り学校の中に入って行こうと思っておりますので、教室に入ったり、先生方の学習指導、授業中しか行っていませんので、学習指導が主ですけども、学習指導を見ていました。校長の評価とですね、私がこの先生を見ている。直接見る。学校訪問をして見ている。その姿を見たときに100点満点とは言えませんが、おおむね70点ぐらいのところだといっているというふうに思っています。

まだ彼は勤めて6年目なんです。そういう意味ではまだまだ今から勉強せないけんところはたくさんあるだろうと思っておりますけども、そういう意味では温かく見守っていただければと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

私は4月からのこの役目でありまして、また教員ではありませんので、端的に申し上げます。

まず、東小学校のくだんの件の担任教諭についてですが、平成23年度から25年度までの3年間、山鹿小学校で勤務し、そして平成26年度から現在まで、芦屋東小学校で勤務しております。彼は学級担任に加え、体育主任も務めており、熱意のある真面目な教諭であると認識しております。また、校長についてですが、平成25年度から現在まで、芦屋東小学校で勤務しており、この3年半の間、芦屋東小学校の改善に熱心に取り組み、児童や教諭の指導だけでなく、保護者の意見、相談も真摯に受けるなど、精一杯、職務を果たそうとしていると認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

そういうこと聞いても、この先生がだめよと教育長は言えんわな。でもその学校の校長先生も問題があるんですよ。私ずっとこの2カ月くらい、いろいろな方と話して、親とも話して、ものすごい暴言を吐いている。自殺未遂というか、自殺未遂まがままでいったんですが、そのときの校長先生の言葉は「死なないでよかったね」、そういうことなんです。それから「そういう問題があったら、山鹿小学校に転校させましょう。」と。転校させて済むような問題じゃない。それからね、そういういろいろなね、場面、場面でいろいろなことを言われておるんです。私も女性に

弱いからね、女の校長先生やから余り言わなかったんですが。そういう問題じゃないやないかなと思っとる。それは、そういう校長先生が先生の評価をするというのは、ちょっと違うんじゃないかな。

我々の調べたところは、その先生は小学校4、5、6と1学期から持ち上がりですよ。3年間一緒におるわけです。その先生が、その一児童、生徒に対するその人権を無視したようなことがしばしば。生徒がその発言しても、もう取り合わない。そういうことが4年生ぐらいのときからあって、それに増長したかどうかわかりませんよ。子供たちが今度6年生になって、LINEに書き込めとか、死ぬとか、なんじゃ、殺すぞとか、そういうようなことをLINEに送ったりすると、こういう問題に膨れ上がってきている。だから担任の先生に少し問題があるんじゃないかな。そこら辺もよく調査してもらいたいなと思っておりますけど、いかがですか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

初めて聞く話もありますけども。しっかり指導して、きっちりやらせるようにしたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

えらい答弁が短いですね。教育長は雄弁でから答弁が長いのに、そこら辺ちょっと余りにもあっさりしすぎとる。本当にそういう先生を評価する校長先生にも問題がある、両方ともあると言っているわけなんですよ。だから根本的に子供たち同士だけが、どうのこうのしたということでもない。難しい話ですけどね。そこはもうその担当課長にも教育長にもしっかり、余り子供たちが学校に行かんで、昔ならよかったんですよ。我々は学校行かんかったら、先生たちはほったらかしやからね。勉強せんならせんでいいぞと。今はそうじゃないでしょ。ですから、そこら辺の学校の現場とPTAも交えてから、よく協議されたらいかがなんでしょうかね。どうでしょう。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

先ほどもちょっと触れましたけども、結局は学校だけでは、今の時代、学校だけではどうにもならないところたくさんあります。学校とPTAと地域と3者が話し合う中で、地域の子供たちをどう育てるかという話になっていくわけです。今回のような問題で一番の問題は、解決するた

めにやはり、どうやって連絡を取るか、話し合えるかというところがどうしてもほげないんですね。ここは非常に私たちも苦慮しているところなんですよ。いろいろなアプローチをお願いしていますが、なかなか出ない。

特に今回、新聞で大きくなりました夏休み前、9月1日に自殺者が一番多いからという話が新聞で大きく出ました。夏休み前、8月の26日か7日ですか、校長会もしまして、9月1日の出校のときに全子供たちの出席状況を確認せよという話もしました。彼女は出席していなかった。担任がすぐ連絡して、そしてきょうは欠席ですよというお話があったようですから。その他いろいろなもので聞きますと、いろいろな勉強もしたいということですから、資料を送ったりしているようでございますけども。そして、しばらくしたら、母親が参りますからというお話いただいているようですが、まだ会えてないと。そういうようなことがありまして、何とかしてこのお話し合いができれば、解決の道筋が出て来ると思っていますので、そういうことも含めて校長と担任と含めて、また生徒指導等々早急にさらなる動きを試みようというふうに思っています。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

その子供はね、子供は産業医大の何かそういう先生にかかるとるわけです。どんな、外科とか内科とかあるでしょ。そういう心のケアという。先生、適応障害であるから、もう少しこのまま学校行かんなら、行かんと言うなら、もう少し置いておこうと。親も学校にそういう障害が出ているんだから、行けないでしょという話なんです。それが今後はね、父兄がどう考えてやるか、それは私は知りませんが。少し努力してからやってもらわんといかんと思うよね。大変な問題。

それから、いつもテレビなんか見とったら、いじめがあって子供が自殺したり、ごめんなさいと。それでもなかなか教育現場は、ごめんなさいと言うまで口をなかなか割らんでしょ。本当のこと言わんでしょ。だから早くね、本当のことを調べて、ちゃんとせないかんのですよ。私もこの問題はちょっと取り上げて言いました。あまり教育長をいじめてもいかんでしょうが、この辺でやめときましよう。本当は今からどんどんまだ出て来ると思いますから、その都度、頭のいい人たちがばかりだから、学習能力なんかいらんでしょうから。わかるでしょう、することは。ちゃんとやってください。お願いします。

それでは件名2の北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンの東京で行われる大規模イベント、それについて要旨1の事業内容はどうなっているのかということで、お願いします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

現在、内容はまだ構想段階ですので、構成する17市町の特産品を集めた物産的なものを開催する方向で、現在検討されています。

将来的な観光客や移住・定住につながるような地域資源の情報発信なども想定しながら、今後、事業の実施体制をつくり、その中で、圏域全体の調整を含め、よりよい効果的なPRイベントとなるよう、事業内容の詳細を決めていくことになっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

そのイベント、いつであるのかということとは決まっていないということですが、東京で北九州の連携市町村、17市町村ですかね、17市町。それが一同に集まってやるように聞いておりますが、まだ決まっていないわけですか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

イベントはですね、一応、来年の2月の上旬で今予定をしてですね、調整をしています。先ほど言いましたように、場所も含めて、今から事業の推進体制といいますか、実施体制の内容等これから詰めていく状況ですので、今段階ではそのあたりがちょっとまだお話できないということです。詳細等が決まり次第、議会等にも報告したいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

まあそりゃあ言えないこともあるでしょうから。ですけど定住施策とか、そういうことは入れないわけ。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

今回の東京で行うイベントはですね、17市町あるわけですけど、基本的には特産品等集めた物産的なものを基本的にやる予定です。ただし、これをただやるだけじゃなくて、将来的に、議員さん言われるようにですね、移住・定住につながるような情報発信、そういうものにつながる

ようなことを想定しながら、今回は物産的なもので、まず1回目をやろうということで、考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

連携中枢都市ビジョンの中で、定住促進事業というその中でね、北九州はその事業を推進すると書いとるね。でも連携市町村はその本事業の推進するやないで、協力すると。何か一体になっていないような気がするけど、この辺はどうなん。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

今回のイベントの例で申しますと、今回、芦屋町が予算的には50万円予算を組んでおります。17市町で850万の大きなイベントをやる予定なんですけど、各市町の費用的なものというのは50万はイベント的なものだけなんですけど、北九州市さんは全体の、圏域のですね、ブランディングと言いまして、ブランド化の狙いだとか、いろいろなほかの取り組みについて経費を出しながら、いろいろなことを考えてやっているという状況でですね、主は北九州市さんがメインで動いて、連携をしている16市町村については、本事業に乗っかるという言い方はおかしいんですけど、協力して圏域全体でですね、盛り上げていこうという趣旨でございますので、この体裁につきましては、北九州市は基本的には本事業を推進する。各市町村についてはこの本事業の推進に協力するという表現は統一的に組んでいる状況でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

今から協議をしていく、そういうことですので、2月ぐらいにイベントをやるんですが、そのときにそういう物産とか、芦屋町は何を出すかまだ決まっていないわけでしょ。だから考えても余りないようなあるけど、そのときは議会に報告があるということでしょう。定住促進も含めてね、東京に行って、どこの町でも我が町に来てくださいよと。今、盛んにやっておりますので、負けないようにやっていただきたい。その問題はこれで終わります。

3番目の件名3の芦屋町定住促進事業について、要旨1、定住支援策は14項目ほどあるが、その成果はということをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

まず、企画政策課所管のほうから説明します。戸建て住宅を取得された方に固定資産税相当額の商工会商品券を交付するという定住促進奨励金です。

26年度は28件、189万1,000円、27年度は74件、483万3,000円を交付しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

地域づくり課所管の支援策4項目について回答いたします。

1項目めは、中古住宅を購入後解体し、新築住宅を建築した場合に最大100万円を補助する制度がございます。この制度を利用した方は、平成26年、27年度ともに1件90万円、合計2件で180万円を支出しております。

2項目めは、老朽化した住宅を解体する場合に最大50万円を補助する制度がございます。この制度を利用した方は、平成26年度は11件、519万8,000円、平成27年度は10件438万3,000円、合計21件で、958万1,000円を支出しております。

3項目めは、芦屋町で新たに創業する方に対して最大で200万円を補助する制度がございます。この制度を利用した方は、平成27年度は2件、400万円を支出しております。

最後に、芦屋町の空き店舗を活用して新規に出展される方に対して、月額最大6万円を補助する制度がございます。この制度を利用した方は平成27年度2件で64万円でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

環境住宅課所管分です。まず住宅用太陽光システム設置費補助金につきまして、平成25年度から設置費用の一部を補助する制度を実施しています。上限額は8万円です。平成25年度は20件で、155万6,000円、平成26年度は19件で146万4,600円、平成27年度は14件で108万1,200円の補助をしています。

また、そのほかにもダンボールコンポストの購入補助や生ごみ処理容器等購入補助も実施しています。毎年100件程度の補助件数があり、総額10万円弱の補助を行っています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

健康・こども課におきましては、平成27年4月より芦屋町出産祝金事業、芦屋町新婚子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助制度をスタートいたしました。27年度の交付状況は、芦屋町出産祝金事業につきましては、第1子5万円が14件70万円、第2子10万円が19件190万円、第3子以上20万円が13件260万円、交付総額は46件520万円となっております。

また、芦屋町新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助制度につきましては、新婚世帯が13件210万円、子育て世帯が5件26万円となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

最後に学校教育課所管の定住化支援策について御説明します。

平成27年10月からスタートした通学費補助金ですが、平成27年度実績としては、小中学校が延べ24件で8万6,481円、高校生等が延べ184件で170万430円、合計で、208件、178万6,911円となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

じゃあね、わかりました。余り時間がありませんので。その要旨2番の全支援に係る年間予算と3番の芦屋町に定住したいという問い合わせが過去にあったのか。2つ同時に聞きます。よろしいですか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

28年度の当初予算ベースでは合計で8,743万6,000円になりますが、決算見込額としましては、5,000万程度を予定しております。なお、27年度の決算額は年度途中でスタートした事業もあり、約2,500万円となっております。

引き続きまして、芦屋町に定住したいという問い合わせは過去にあったかという話なんです、

企画政策課には建築確認申請を受け付けている関係上、不動産業者やハウスメーカーから「芦屋で土地を探している人がいる。」と。それと「定住促進奨励金の対象にこういうのがなるか。」という問い合わせは、年間数件あっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

その4番目のね、質問はあなた方よ。町職員は、町外居住者は何名いるのか。これだけの定住支援策をしとってね、芦屋町にみなさん住んでいると思いますけど、係長以上で芦屋町に住んでいない、そういう人はどのくらいおるのか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

平成28年4月1日現在で、職員の数は149人で、町外居住者は83人で、うち係長以上は、30人です。居住者の割合につきましては、町内居住者が44.3%、町外が55.7%、うち係長職以上の割合につきましては町内、町外ともに50%です。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

それで、その50%でしょ。町外居住者は149名のうちの半分以上は町外居住者で、係長以上は30名います。町内居住者と町外居住者と半分ずつなんですが、これだけ施策をつくってね、芦屋町に住んでください。こんな制度がありますよ。そういうことでやっているんでしょが、5番目の質問になるけど、何でこれだけいい施策をつくっているのに、半分以上の町職員、それも幹部連中がね、芦屋町に住んでいないのかと聞かれたときに、私が芦屋町に住もうかなと思って、係長さん、課長さんに聞きますよね。「何でこれだけいい施策があるのに、住まないのか。」と聞かれたときに、どう答えるのか。指名しましょうか、私。いいですか指名して。芦屋町に住んでいない人、答えてください。どう答えるか。答えられんような施策をつくっとるわけ。じゃないでしょ。こんなすばらしい町なんですよということで、こういうこともしておりますよ。じゃあ何であなた住まないの、言われたときどう答えるのか聞きよるわけ。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

一般的なところで答えさせていただきますけれど、芦屋町に住まない理由としては、それぞれの諸事情があるのではないかという形で推測しておりますし、強制はできませんけれど、こういう形で、地方創生を推進していく上で、職員について、できるだけ町内に住んでいただきたいという形の中で考えています。

また、言われますように、この支援制度を活用して、若手職員も住んでいただけるという状況もありますので、今後これを推進していきたいというふうに思っておりますし、9月採用の職員につきましても4人のうち3人が、町内のほうに住んでいただいているという形もありますし、10月採用の職員につきましても、町内で居住を探しているという状況で聞いておりますので、今後、住んでいただくという形の中で推進はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

芦屋町職員採用に関して、芦屋町に住んでいる人ばかり雇うわけ、採用するわけにはいきませんがね。皆さんそれぞれ、芦屋が嫌いだとか、住んどる人間が、「まあ、横尾武志がおるから、芦屋には住まないよ。」と言う人もおるかもわかりませんから。こういう立派な施策をつくっておるんだからね、何とか自分たちも芦屋町に帰ってこようかと気持ちにならんと、この仏つくって、魂入れずというやつ、何ぼいい話をしても、人は聞きませんよ。心がこもってない。私は口下手やから、あまり上手には言いきりませんがね。私が説得したら大体聞きます。聞かんやつは、ぶち上げるから。そういう気持ちでいかんと、なかなか施策というのは、今、どこでも自分の町に住んでください、一生懸命やっどる。時代やからね。

それからもう一つ、最後にちょっと聞きますけどね、55%、149人の半分はね、よそに住んどる。この人たちは芦屋町を思うなら、今、制度でふるさと納税がある。よそに住んどろうが、何しようが芦屋町に税金を入れる。そうしたら、芦屋町はとんでもないお土産をくれる。そういう制度があるでしょ。ふるさと納税、やっていますか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

ふるさと納税につきまして、26年度と27年度の報告をします。26年度はふるさと納税全体で53人の方から御寄附いただいております。そのうち職員からは20名、そのうち町外者は16名です。27年度は全体で62名、職員は15人で、そのうち町外者は12名。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

課長、よかったですね。12名の人が納税しとった。これはゼロやったら、今からちょっと原稿変えとったんやけどね。ゼロのときの原稿を書いとった。ぼろくそ言ってやろうかなと思って。

12名ぐらいおれば、今からまだこういう制度は残っていくわけやろ、ふるさと納税。この制度がいいか悪いか私はよくわかりませんがね。芦屋町に住んでいないで、こんないい施策をつくっているんだから、納税くらい芦屋町にしようか。納税というか、寄附金でしょ。税金じゃないよね。寄附をする。我々も寄附をしたいけど、議員は寄附をしちゃいかんということになっているからね、できませんけども。あなたたちはそういう気概を持って、今後、町政、芦屋町をよくするために官民一体となってやらいけんところがいっぱいあるわけです。何も執行部が一生懸命やらないかんとか、議会が懸念としとるとか、そういうことやないで、商工会も町の人と一緒にあって芦屋町を盛り上げていかないけん。そういうことがあるからね、そういう、自分は芦屋町に住んでいないから、何かのときに、きょうボートで勝ったから、納税しましょうかと。そういう気持ちでいっとかんと、施策はできませんよ。

最後にね、ちょっといろいろ、ぐずぐず言いましたから、町長にね、何か御意見あれば、お伺いしたい。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

まずはそうですね、教育問題は十分、教育長とお話されていますので、一番肝心かなめの定住化のことについてですね、ちょっとお話をさせて。横尾議員から厳しい御指摘があったわけですが、職員の定住化でございますが。これはあの、やはり、高齢者の方とか、そうですね、課長さんとか50過ぎぐらいの人、いろいろな事情があるわけですね。それは十分おわかりになった上の御質問であると思います。

今、課長もちょっと触れましたが、若い職員には私も言いにくいので、課長、担当、人事担当あたりからじわっとですね、芦屋に住んで一緒にとか、意識を高めるために、住むところが決まっていなかったら、芦屋。結局、今から結婚すると言うんだったら、芦屋にちゃんとというようなですね、冗談を交えながらのいろいろなことですね、結構若い職員がどんどん、芦屋に今、住むようになりました。それからふるさと納税は、当然いい質問していただいたなど。私のほうから言いにくいんですが、やはり町外に住んでいるのであれば、芦屋町から税で給料をもらって

るので、せめて職員で町外に住んでいる人は、いわゆるふるさと納税ぐらいはやっぱりすべきじゃないか。これはやっぱり、当然の義務ではないかと私は思っております。

平成28年度から、いよいよスタートした地方創生でございますので、いろいろそごが職員の中でもあろうかと思いますが、議員各位におかれましても、ここはやはり心を一つにしてですね、10年、20年、30年先に向かって芦屋町のまちづくりということで、いろいろな意味で御協力をお願いいたしますので、お力添えを賜ることを最後をお願いしたいわけでございます。今後は議員の皆様方には、県への陳情、それから国への陳情がたくさん出てまいりますので、その辺のいわゆる政党間のパイプだとか、個人の県議、国会議員の皆さん方のパイプもですね、ぜひ出して芦屋町のためにですね、やっていただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

それでは、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、横尾議員の一般質問は終わりました。

○議長 小田 武人君

以上をもって本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日も一般質問を行いますので、よろしく願いします。お疲れさまでした。

午後2時50分散会
